

第11期第3回小金井市男女平等推進審議会（令和6年度第3回）次第

日時：令和6年10月28日（月）

午前9時30分～11時30分

場所：市役所本庁舎第一会議室

1 議 題

- (1) （仮称）第7次男女共同参画行動計画（案）の策定について
 - ・男女平等に関する意識調査について
- (2) 男女共同参画施策の推進について
 - ・「第6次男女共同参画行動計画」推進状況調査について
- (3) その他

2 報告事項

- (1) 市議会の報告について
- (2) その他

3 その他

4 配布資料

- 資料1 市議会の報告
- 資料2 男女平等に関する市民意識調査票
- 資料3 男女平等推進のための小金井市職員の意識調査票
- 資料4 第6次男女共同参画行動計画における令和5年度推進状況調査【調査票1】に対する意見・質問シート（回答）
- 資料5 小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和5年度実績）案
- 資料6 10/28 提言案に対する意見シート

参考

- 1 第11期第2回（令和6年8月1日）会議録
- 2 小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について（提言案）
- 3 令和6年1月19日「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）
- 4 「第38回こがねいパレット」チラシ
- 5 「かたらい」60号

市議会の報告

令和 6 年第 3 回市議会定例会

令和 6 年 9 月 3 0 日（月）決算特別委員会

会派	質問議員	内容
日本共産党 小金井市議団	水上洋志 委員	パートナーシップ宣誓制度について (1) 令和 5 年度の申請状況 (2) 東京都との連携状況 (3) 今後も含めた周知 (4) 事実婚に対する検討 (5) 住民票上での同性パートナーの続柄

小金井市 男女平等に関する市民意識調査 ご協力のお願い

～あなたの声をお聞かせください～

市民の皆様には、日頃より市政に対してご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小金井市では、男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、家庭、地域、職場でそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりが輝いて生きることができる社会をめざし、小金井市男女平等基本条例に基づき行動計画を策定し、様々な取り組みを進めています。

この度、今後の小金井市の男女共同参画に関する取り組みを定める「(仮称)第7次男女共同参画行動計画」の策定の基礎資料とするとともに、今後の男女共同参画施策に反映させていただきたく、意識調査を実施することとなりました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご回答くださいますようお願い申し上げます。

回答は無記名で行い、結果はすべて統計的に処理いたしますので、個人のお名前が明らかになることはありません。また、ご回答いただいたデータは、本調査の目的以外に使用することはありません。

※この調査は、令和6年9月1日を基準日として、市内にお住まいの満18歳以上の方2,000人を無作為抽出して実施しています。その結果、あなた様にご協力をいただきたく、この調査票をお送りさせていただきました。

令和6年10月

皆様のご意見をお聴かせください。

小金井市長 白井亨

【 アンケートの回答方法について 】

日本語では、2種類の回答方法をご用意しています。次ページをお読みいただき、①紙面または②WEB のどちらかの方法でご回答ください。

他の言語での回答を希望される方は、下記の案内に沿ってアクセスしてください。

- 小金井市が実施している男女共同参画に関するアンケートです。英語・中国語・韓国語での回答を希望する場合、以下の二次元コードからアクセスしてください。日本語・英語・中国語・韓国語のどれか1つだけ選んで答えてください。ご協力ありがとうございます。
- This is a survey on gender equality being conducted by Koganei City. If you wish to respond in English, Chinese, or Korean, please access the survey using the QR code below. Please choose one language from Japanese, English, Chinese, or Korean and respond in that language. Thank you for your cooperation.
- 这是小金井市正在进行的关于性别平等的调查。如果您希望用英语、中文或韩语回答，请使用以下二维码访问调查。请从日语、英语、中文或韩语中选择一种语言并用该语言回答。感谢您的合作。
- 이것은 고가네이시에서 실시하는 성평등에 관한 설문조사입니다. 영어, 중국어 또는 한국어로 응답하시려면 아래 QR 코드를 사용하여 설문조사에 접속해 주세요. 일본어, 영어, 중국어, 한국어 중 하나를 선택하여 그 언어로 답변해 주세요. 협조해 주셔서 감사합니다.

English



中文(简体字)



한국어



【 ご回答についてのお願い 】

- 宛名のご本人がお答えください。ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族等がご本人のお考えや思いを代理でご記入ください。
- お答えは、あてはまる回答の番号を「○」で囲んでください。
- 「その他」をお選びになった場合は、その後ろにある()の中に具体的な内容をご記入ください。

①紙面にてご回答

本調査票に直接ご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてポストにご投函ください。
返信用封筒には、切手を貼ったり、差出人の名前を書く必要はありません。

②パソコンやスマートフォン等からご回答

アンケート URL https://questant.jp/q/koganei_danjo_shimin_ja
上記 URL を直接入力、または右記二次元コードを読み込み、アクセスしてください。
途中保存はできませんので、お時間の余裕がある際にご回答ください。
ご回答した際の通信料は自己負担となります。ご了承ください。



10月15日(火)までに、ご回答くださいますようお願い申し上げます。



【調査についての問合せ先】

小金井市 企画財政部 企画政策課 男女共同参画室

電話 042(387)9853 FAX 042(387)1224

1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

問1 あなたご自身が家事に携わる時間は、1日あたりどれくらいですか。
 (①平日、②休日それぞれ○は1つ)

	まったく関わっていない	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～3時間未満	3時間以上～5時間未満	5時間以上
①平日	1	2	3	4	5	6
②休日	1	2	3	4	5	6

問2 あなたが仕事（通勤に係る時間も含む）に携わる時間は、1日あたりどれくらいですか。
 不定期の就労などの場合は、平均的な（よくあるパターンの）就労時間としてお答えください。
 (○は1つ)

仕事はしていない	3時間未満	3時間以上～5時間未満	5時間以上～8時間未満	8時間以上～10時間未満	10時間以上
1	2	3	4	5	6

問3 あなたご自身の、生活の中での、仕事、家庭生活、個人の生活（地域活動、趣味・学習、つき合い等）の優先度についておうかがいします。（それぞれ○は1つ）

	「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「個人の生活」を優先	「仕事」と「家庭生活」を優先	「仕事」と「個人の生活」を優先	「家庭生活」と「個人の生活」を優先	「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて	わからない
①現実（現状）	1	2	3	4	5	6	7	8
②理想	1	2	3	4	5	6	7	8

問4 家庭生活について、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という意見についてどう思われますか。（○は1つ）

1 賛成	4 反対
2 どちらかといえば賛成	5 わからない
3 どちらかといえば反対	

問5 あなたは、一般的に、女性が職業をもつことについてどうお考えですか。(○は1つ)

- 1 育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい
- 2 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは職業をもつ方がよい
- 4 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 5 職業をもたない方がよい
- 6 その他()
- 7 わからない

問6 あなたは、育児や介護と仕事の両立を推進するためにはどのようなことが必要だと思いますか。男性、女性それぞれについて、あなたが特に必要だと思うことは何ですか。(①男性・②女性それぞれについてお答えください。)

① 「男性」の育児や介護と仕事の両立を進めるために、特に必要だと思うこと (○は3つ)

- 1 長時間労働を削減する
- 2 育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う
- 3 短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する
- 4 育児・介護休業時の経済的補償を充実する
- 5 保育・介護の施設やサービスを充実する
- 6 職場や上司の理解・協力
- 7 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という社会通念を改める
- 8 家族の理解・協力
- 9 その他()
- 10 特にない
- 11 育児や介護と仕事の両立を推進する必要性を感じない
- 12 わからない

② 「女性」の育児や介護と仕事の両立を進めるために、特に必要だと思うこと (○は3つ)

- 1 長時間労働を削減する
- 2 育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う
- 3 短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する
- 4 育児・介護休業時の経済的補償を充実する
- 5 保育・介護の施設やサービスを充実する
- 6 職場や上司の理解・協力
- 7 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という社会通念を改める
- 8 家族の理解・協力
- 9 その他()
- 10 特にない
- 11 育児や介護と仕事の両立を推進する必要性を感じない
- 12 わからない

2 子育て・介護について

問7 あなたは、子育てをした経験がありますか。ご自身の子ども、孫などに対するもので、同居、別居を問わずお答えください。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 現在子育てしている | 3 以前はしていたが現在はしていない |
| 2 現在はしていないが数年の内に直面する | 4 今の所予定はない |

【問7で「1 現在子育てしている」と回答した方】

問7-1 あなたご自身が、子育てに携わる時間は、1日あたりどれくらいですか。
(①平日、②休日それぞれ○は1つ)

	まったく関わっていない	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～3時間未満	3時間以上～5時間未満	5時間以上
①平日	1	2	3	4	5	6
②休日	1	2	3	4	5	6

再び、全員の方におうかがいします。

問8 あなたは、男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1 男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う |
| 2 家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる |
| 3 男性自身も充実感が得られる |
| 4 子どもにいい影響を与える |
| 5 仕事と両立させることは、現実として難しいのでしかたがない |
| 6 家事・育児は女性の方が向いている |
| 7 女性が家事・育児をしていないと周囲に誤解される |
| 8 周囲から冷たい目で見られる |
| 9 男性は、家事・育児を行わなくてもよい |
| 10 その他() |
| 11 特になし |
| 12 わからない |

問9 育児や家族介護を行うために、法律に基づき男女ともに育児休業や介護休業を取得できる制度がありますが、あなたは、今までに育児休業・介護休業を取得（予定）しましたか。（①と②それぞれ○は1つ）

項目	①育児休業	②介護休業
1 取得した・取得中である・取得予定である	1	1
2 制度はあるが、取得したことはない	2	2
3 制度について知らなかった	3	3
4 該当しない(子ども・介護が必要な親族はいない、働いていない)	4	4
5 その他()	5	5

【問9のいずれかで「1 取得した・取得中である・取得予定である」と回答した方】

問9-1 育児休業・介護休業を取得後、どうしましたか（どうする予定ですか）。（①と②それぞれ○は1つ）

項目	①育児休業	②介護休業
1 元の職場に復帰した・復帰予定である	1	1
2 元の職場に、労働条件を変更して復帰した・復帰予定である	2	2
3 転職した・転職予定である	3	3
4 退職した・退職予定である	4	4

再び、全員の方におうかがいします。

問10 あなた自身は、育児休業制度や介護休業制度を利用することについてどう思いますか。現在、必要のない方も必要になった場合を想定してお答えください。（①と②それぞれ○は1つ）

	利用したい	利用したいが 利用できそうに ないと思う	利用したくない	わからない
①育児休業	1	2	3	4
②介護休業	1	2	3	4

【問10のいずれかで「2 利用したいが利用できそうにないと思う」、または「3 利用したくない」と回答した方】

問10-1 育児や介護の休業制度を利用できない、またはしない理由は何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 経済的に生活が成り立たなくなるから 2 職場に休める雰囲気がないから 3 休みを取ると勤務評価に影響するから 4 解雇される不安があるから 5 自分の仕事は代替りの人がいないから 6 一度休むと元の仕事に戻れないから 7 現在取り組んでいる仕事を続けたいから 8 家族の理解が得られないから 9 家族の協力で、利用しなくても対応できるから 10 職場にそのような制度があるかわからないから 11 その他() |
|--|

問11 あなたは、ご家族の介護をした経験がありますか。介護を受けている（いた）方の状態（同居、別居、入院）を問わずお答えください。（○は1つ）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 現在介護している | 4 以前はしていたが現在はしていない |
| 2 現在はしていないが、数年の内に直面する | 5 今の所予定はない |
| 3 現在はしていないが、いつかは直面する | |

【問11で「1 現在介護している」と回答した方】

問11-1 あなたご自身が、介護に携わる時間は、1日あたりどれくらいですか。（①平日、②休日のそれぞれについて○は1つ）

	まったく関わっていない	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～3時間未満	3時間以上～5時間未満	5時間以上
①平日	1	2	3	4	5	6
②休日	1	2	3	4	5	6

再び、全員の方におうかがいします。

問12 あなたは、ご家族の介護のために転職や離職をしたことがありますか。（○は1つ）

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 ある | 3 今の所ないが考えると思う |
| 2 実際はしていないが考えたことはある | 4 今の所そういう考えはない |

3 地域活動・社会活動について

問13 職業以外の社会活動、地域活動（各種ボランティア、NPO、自治会・町内会の活動、PTA活動、趣味・サークル・スポーツ等の活動など）への参加について、あなたの現状は次のうちどれですか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 参加している | 3 参加していない |
| 2 参加したいが、できていない | |

【問13で「2 参加したいが、できていない」、または「3 参加していない」と回答した方】

問13-1 あなたが参加していないのはなぜですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 仕事が忙しいから
- 2 家事や育児・介護などが忙しいから
- 3 経済的余裕がないから
- 4 どのような活動があるかわからないから
- 5 一緒に活動する仲間がないから
- 6 家族の理解や協力がいないから
- 7 近くに活動の場がないから
- 8 参加したいと思う活動がないから
- 9 参加方法がわからない、きっかけがないから
- 10 その他()

再び、全員の方におうかがいします。

問14 一般的に、男女がともに地域活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 さまざまな立場の人が参加しやすいように活動時間などを調整すること
- 2 性別により役割や活動内容を区別せず、個人の能力や個性を活かすこと
- 3 家事や育児、介護等を男女で分担することにより、お互いが外に出られる条件をつくること
- 4 社員が地域活動に参加しやすいよう休暇をとりやすくなるなど、企業が職場環境を整えること
- 5 活動するきっかけや仲間がいること
- 6 健康であること
- 7 男性が地域団体の活動に関心や積極性をもつこと
- 8 女性が地域団体の活動に関心や積極性をもつこと
- 9 その他()
- 10 わからない
- 11 特にない

4 人権について

問15 あなたは、次のような行為が配偶者等(※)との間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。(各項目で○は1つ)

※配偶者等には、恋人、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別した相手・事実婚を解消した相手)も含まれます。	力にあたると思う	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない	わからない
①平手で打つ	1	2	3	4	
②大声でどなる	1	2	3	4	
③外出などを制限する	1	2	3	4	
④交友関係や電話・メール・SNSを細かく監視する	1	2	3	4	
⑤何を言っても無視する	1	2	3	4	
⑥相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない	1	2	3	4	
⑦なぐるふりをしておどす	1	2	3	4	
⑧「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと侮辱的なことを言う	1	2	3	4	
⑨生活費を十分に渡さない	1	2	3	4	

問16 配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがありますか。

(各項目であてはまるものすべてに○)

	被害の経験がある	加害の経験がある	身近で見たり聞いたりしたことがある	まったくない
①殴る、蹴るなどの身体的暴行	1	2	3	4
②無視する、暴言を吐くなどの心理的攻撃	1	2	3	4
③生活費を渡さないなどの経済的圧迫	1	2	3	4
④性行為の強制や避妊に協力しないなどの性的強要	1	2	3	4
⑤外出を制限したり、交友関係や電話・メール等を細かく監視する社会的暴力	1	2	3	4

↓

【問16のいずれかで「1」～「3」と回答した方】

問16-1 配偶者等からの問16のような行為についてだれかに相談しましたか。(○は1つ)

1 相談した	2 相談したかったが、相談しなかった
	3 相談しようと思わなかった

問 16-1-2へ

→ 【問16-1で「1 相談した」と回答した方】

問16-1-1 実際に、だれ(どこ)に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1 親族	6 医師、カウンセラーなど
2 友人・知人	7 被害者支援民間グループなど
3 同じような経験をした同性	8 都の相談窓口
4 家庭裁判所、弁護士、警察	9 法テラス(日本司法支援センター)
5 市役所の窓口・電話相談など	10 その他()

【問16-1で「2 相談したかったが、相談しなかった」、または「3 相談しようと思わなかった」と回答した方】

問16-1-2 だれ（どこ）にも相談しなかったのは、なぜですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 だれ(どこ)に相談してよいかわからなかった
- 2 相談する人がいなかった
- 3 公共の相談機関を知らなかった
- 4 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 5 相談しても無駄だと思った
- 6 相談したことがわかると、もっとひどい暴力を受けると思った
- 7 自分さえがまんすれば、そのままやっていけると思った
- 8 子どもに危害が及ぶと思った
- 9 他人を巻き込みたくなかった
- 10 自分にも悪いところがあると思った
- 11 相談するほどのことではないと思った
- 12 その他()

再び、全員の方におうかがいします。

問17 配偶者等からの暴力防止や被害者の支援のために、どのような対策が必要だと思えますか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 法律による規制の強化や見直しを行う
- 2 被害者のための相談を充実させる
- 3 被害者の安全確保対策を充実させる
- 4 暴力防止の啓発を積極的に行う
- 5 家庭や学校における男女平等や性についての教育を充実させる
- 6 被害者の自立に向けての支援を充実させる
- 7 加害者に対する相談や更生支援、再発防止の取組みを充実させる
- 8 その他()
- 9 わからない

問18 女性に対する暴力の根絶を図るため、あなたが対策が必要だと考えるのはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1 配偶者や元配偶者などからの暴力、いわゆるDV |
| 2 交際相手からの暴力、いわゆるデートDV |
| 3 つきまといや待ち伏せなどのストーカー行為 |
| 4 強制的性交等や強制わいせつ、痴漢、盗撮などの、性犯罪や性暴力 |
| 5 児童買春や性的虐待、児童ポルノなど、こどもに対する性犯罪や性暴力 |
| 6 売春や買春 |
| 7 暴力や脅迫などの手段で売春や労働を強要される、人身取引 |
| 8 セクシュアル・ハラスメント、いわゆるセクハラ |
| 9 テレビや雑誌、ゲーム、ビデオ、インターネットなどの性表現や暴力表現 |
| 10 インターネットや SNS を介した出会いをきっかけとした性被害 |
| 11 アダルトビデオ出演被害やリベンジポルノなど、本人の意に反した性的な映像の流布 |
| 12 その他() |
| 13 わからない |

問19 近年、性的マイノリティ（※）への対応について、取組が進められています。あなたは、このような動きがあることについて、どう思いますか。（○は1つ）

- | | |
|------------|---------|
| 1 必要だと思う | 3 わからない |
| 2 必要だと思わない | |

【問19で「1 必要だと思う」と回答した方】

問19-1 性的マイノリティの方々が生活しやすくするために、あなたはどのような取組が必要だと思えますか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--|
| 1 市民に対して理解促進を図る |
| 2 企業に対して理解促進を図る |
| 3 児童・生徒に対する教育・啓発を行う |
| 4 学校や、市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等の充実を図る |
| 5 相談できる窓口の周知を図る |
| 6 当事者同士が交流できる居場所づくりを行う |
| 7 社会制度(法律・条例等)を周知する |
| 8 トイレ等について利用しやすい環境づくりを図る |
| 9 その他() |
| 10 わからない |

※性的マイノリティ:「体の性」と「こころの性」が一致しない状態の方や恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう方(同性愛、両性愛)、身体的には性別の区別がつかない方など。
LGBTとは、「L:レズビアン(女性の同性愛者)」、「G:ゲイ(男性の同性愛者)」、「B:バイセクシュアル(両性愛者)」、「T:トランスジェンダー(心の性と体の性の不一致(身体的な性別と生きようとする性別が異なる人))」の頭文字をとって組み合わせた言葉。その他にも「Q:クエスチョニング(特定の枠に属さない人)、クィア(規範的とされる性のあり方以外を包括的に表す言葉)」などが使われることもあります。

5 男女共同参画の推進について

問20 あなたは、次のような場で男女が平等になっていると思いますか。(各項目で○は1つ)

	男性の方が 優遇されている	どちらかといえば男性 の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性 の方が優遇されている	女性の方が 優遇されている	わからない
①家庭生活	1	2	3	4	5	6
②職場	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④政治の場	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
⑥社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
⑦自治会や地域サークルなどの地域活動の場	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体として	1	2	3	4	5	6

問21 学校教育の場で男女平等を進めるために、特に重要だと思うことは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

1 男女平等の意識を育てる教育活動を行う 2 男女の差ではなく、個性や能力に合わせた生活指導や進路指導を行う 3 教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮する 4 校長、副校長の役職に女性を増やす 5 教員への男女平等研修を行う 6 学校卒業後も男女平等に関する学習の機会を設ける 7 その他() 8 特にない 9 わからない

問22 あなたは、次の「ことがら」や「ことば」を知っていますか。(各項目で○は1つ)

		知っている	聞いたことがある	知らない
小金井市のこれまでの施策・取り組み	①こがねいパレット	1	2	3
	②情報誌「かたらい」	1	2	3
	③男女共同参画講座（公民館）	1	2	3
	④女性総合相談	1	2	3
	⑤女性談話室（婦人会館内）	1	2	3
	⑥不平等や差別に対する苦情・相談窓口	1	2	3
	⑦男女平等都市宣言（平成8年12月に宣言）	1	2	3
	⑧小金井市男女平等基本条例（平成15年施行）	1	2	3
	⑨小金井市パートナーシップ宣誓制度（令和2年開始）	1	2	3
	⑩小金井市第6次男女共同参画行動計画（令和3年策定）	1	2	3
男女共同参画に関わることば	⑪男女共同参画社会基本法	1	2	3
	⑫女子差別撤廃条約	1	2	3
	⑬ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
	⑭男女雇用機会均等法	1	2	3
	⑮女性活躍推進法	1	2	3
	⑯困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	1	2	3
	⑰LGBT理解増進法	1	2	3
	⑱ジェンダー	1	2	3
	⑲デートDV（恋人など親密な関係にある相手からの暴力）	1	2	3
	⑳ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
	㉑リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）	1	2	3
	㉒アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見） ※1	1	2	3

※1:無意識の内の固定的な性別役割分担意識や思い込みのこと。例)「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある、男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」と咄嗟に思う、“親が単身赴任中です”と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべるなど

問23 市の男女共同参画に関する施策の内容やことばの意味を、より多くの市民が理解するために有効な手段は何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

1 研修会・講座の開催	6 市広報紙への掲載
2 新聞・雑誌	7 学校における周知
3 ポスター・リーフレット	8 その他()
4 市SNS(LINE、X(旧 Twitter))への掲載	9 わからない
5 市ホームページへの掲載	10 特にない

問24 今後設置を検討している（仮称）男女平等推進センター（※）の機能について、男女共同参画の推進に欠かせないものを選んでください。（○は3つ）

- 1 講座やシンポジウムなどの事業の開催
- 2 男女平等を推進するうえで必要な情報の提供(図書等の閲覧)
- 3 自主的な活動のために会議室や印刷室が自由に使えること
- 4 さまざまな活動をしている個人やグループの交流の場があること
- 5 起業セミナーや職業訓練など、女性の就業支援事業の開催
- 6 ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント被害への支援
- 7 生き方、悩み相談などの相談事業の実施
- 8 講座中の乳幼児の保育事業の実施
- 9 その他()
- 10 特に期待するものはない

※(仮称)男女平等推進センター:小金井市における男女共同参画施策に係る事業を促進するために、「小金井市男女平等基本条例」第22条に基づき、設置が検討されているものです。

問25 小金井市には審議会や附属機関（男女平等推進審議会など）、行政委員会（教育委員会など）が設置され、委員数全体に占める女性委員の割合は36.7%（令和6年4月現在）です。このことについて、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）

- 1 積極的に女性委員を増やした方がよい
- 2 将来的には増えた方がよいが、現状ではやむを得ない
- 3 増やす必要はない
- 4 適任であれば性別を問わなくてもよい
- 5 その他()

問26 あなたは、男女平等社会を実現するための市の施策として、今後、どのようなことが重要だと思えますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 学校で平等意識を育てる教育の充実
- 2 男女平等への理解を深めるための大人の学習機会の促進
- 3 女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実
- 4 女性が働きやすい環境づくりの促進
- 5 子育て支援策の充実
- 6 審議会など政策決定などへの女性の参画促進
- 7 まちづくりや防災分野などへの女性の参画促進
- 8 男性の生活・家事に対するスキルアップの支援
- 9 男女共同参画行動計画の普及と推進
- 10 男女平等都市宣言の普及と啓発
- 11 市職員の男女平等意識づくり
- 12 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識啓発
- 13 (仮称)男女平等推進センターの設置
- 14 その他()
- 15 特にない

6 統計処理のために、あなたご自身のことについてうかがいます

F 1 あなたの性別を、お聞かせください。(○は1つ)

- | | | |
|------|------|--------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 そのほか |
|------|------|--------|

F 2 あなたの年齢は、おいくつですか。(○は1つ)

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 1 10歳代 | 3 30歳代 | 5 50歳代 | 7 70歳代 |
| 2 20歳代 | 4 40歳代 | 6 60歳代 | 8 80歳以上 |

F 3 あなたの現在の家族構成は、どれですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 一人世帯 | 4 三世帯世帯(親と子と孫) |
| 2 一世帯世帯(夫婦のみ) | 5 その他() |
| 3 二世帯世帯(親と子) | |

→ 【F 3で「2」～「5」と回答した方】

F 3-1 あなたは、次の方と同居していますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 就学前の子ども | 4 介護を必要とする方 |
| 2 小学生の子ども | 5 介護を必要としない65歳以上の方 |
| 3 中学生・高校生の子ども | 6 あてはまるものはいない |

F 4 あなたの就労形態はなんですか。(○は1つ)

- | |
|--|
| 1 自営業・自由業(商店、農園芸業、工場経営、開業医など、家族従業者を含む) |
| 2 正規雇用、正規職員(役員を含む) |
| 3 非正規雇用(パート、アルバイト、非常勤、派遣、契約社員など) |
| 4 家事専業 |
| 5 学生 |
| 6 無職 |
| 7 その他() |

F 5 あなたは結婚していますか。(○は1つ)

- | | | |
|----------------------------|---------------|-----------|
| 1 結婚している
(事実婚・パートナーを含む) | 2 死別または離別している | 3 結婚していない |
|----------------------------|---------------|-----------|

→ 【F 5で「1 結婚している(事実婚・パートナーを含む)」と回答した方】

F 5-1 あなたのご家庭の現在の勤労形態はどれですか。(○は1つ)

- | |
|---------------------|
| 1 共働き |
| 2 夫(又はパートナー)のみ働いている |
| 3 妻(又はパートナー)のみ働いている |
| 4 とともに無職 |
| 5 その他() |

小金井市 男女平等推進のための小金井市職員を意識調査 ご協力をお願い

この意識調査は、市職員の男女平等に関する意識や職場における現状を把握するとともに、男女共同参画への意識啓発を図ることを目的に行うものです。

平成8年12月「男女平等都市宣言」及び平成15年7月施行の「男女平等基本条例」に基づく男女平等の市政をさらに進めていくためには、職員一人ひとりが男女平等を推進していく担い手であることを意識し、実践するとともに、男女ともに働きやすい職場にしていく必要があります。

調査は、全職員を対象に実施します。回答は無記名で、結果はすべて統計的に処理をしますので、ご回答いただいた皆様にご迷惑をおかけするようなことはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年10月

【 ご回答についてのお願い 】

- 職員ご本人がお答えください。
- お答えは、あてはまる回答の番号を「○」で囲んでください。
- 「その他」をお選びになった場合は、その後ろにある()の中に具体的な内容をご記入ください。
- 令和6年10月1日の時点について、お答えください。

2種類の回答方法をご用意しています。①または②のどちらかの方法でご回答ください。

①紙面にてご回答

ご記入いただいた調査票は、課・施設ごとに、企画政策課 男女共同参画室あて、交換便でお送りいたしますようお願いいたします。

なお、個人情報保護の観点から、各課・各施設において、個人の提出状況の確認をする必要はありませんので、申し添えます。

②パソコンやスマートフォン等からご回答

アンケート URL https://questant.jp/q/koganei_danjo_shokuin

上記 URL を直接入力、または右記二次元コードを読み込み、アクセスしてください。

途中保存はできませんので、お時間の余裕がある際にご回答ください。



10月15日(火)までに、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

【調査についての問合せ先】

企画財政部 企画政策課 男女共同参画室

電話 042(387)9853 (内線2304)

問0 初めに、あなたの所属する課コードを記入してください。

NO	所属	コード	NO	所属	コード
1	企画政策課	1	24	保育課	24
2	財政課	2	25	くりのみ保育園	25
3	広報秘書課	3	26	わかたけ保育園	26
4	情報システム課	4	27	小金井保育園	27
5	総務課	5	28	さくら保育園	28
6	地域安全課	6	29	けやき保育園	29
7	職員課	7	30	児童青少年課	30
8	管財課	8	31	こども家庭センター	31
9	市民課	9	32	都市計画課	32
10	コミュニティ文化課	10	33	まちづくり推進課	33
11	経済課	11	34	道路管理課	34
12	保険年金課	12	35	建築営繕課	35
13	市民税課	13	36	交通対策課	36
14	資産税課	14	37	区画整理課	37
15	納税課	15	38	会計課	38
16	環境政策課	16	39	庶務課(小・中学校含む)	39
17	ごみ対策課	17	40	学務課	40
18	下水道課	18	41	指導室	41
19	地域福祉課	19	42	生涯学習課	42
20	自立生活支援課	20	43	図書館	43
21	介護福祉課	21	44	公民館	44
22	健康課	22	45	議会事務局	45
23	子育て支援課	23	46	選挙管理委員会・監査委員事務局	46

Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についておうかがいします

問1 あなたが「A. 家事」、「B. 育児」、「C. 介護」に携わる時間は、1日あたりどれくらいですか。（①平日、②休日それぞれ○は1つ）

		まったく関わっていない	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～3時間未満	3時間以上～5時間未満	5時間以上	必要とする家族等がない
A. 家事	①平日	1	2	3	4	5	6	
	②休日	1	2	3	4	5	6	
B. 育児	①平日	1	2	3	4	5	6	7
	②休日	1	2	3	4	5	6	7
C. 介護	①平日	1	2	3	4	5	6	7
	②休日	1	2	3	4	5	6	7

問2 現在、あなたがお仕事（通勤に係る時間・時間外勤務も含む）に携わる時間は、1日あたりどれくらいですか。（○は1つ）

5時間未満	5時間以上～8時間未満	8時間以上～10時間未満	10時間以上
1	2	3	4

問3 あなたご自身の、生活の中での、仕事、家庭生活、個人の生活（地域活動、趣味・学習、つき合い等）の優先度についておうかがいします。（それぞれ○は1つ）

	「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「個人の生活」を優先	「仕事」と「家庭生活」を優先	「仕事」と「個人の生活」を優先	「家庭生活」と「個人の生活」を優先	「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて	わからない
①現実（現状）	1	2	3	4	5	6	7	8
②理想	1	2	3	4	5	6	7	8

問4 家庭生活について、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という意見についてどう思われますか。（○は1つ）

1 賛成	3 どちらかといえば反対	5 わからない
2 どちらかといえば賛成	4 反対	

問5 あなたは、一般的に、女性が職業をもつことについてどうお考えですか。(○は1つ)

- 1 育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい
- 2 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは職業をもつ方がよい
- 4 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 5 職業をもたない方がよい
- 6 その他()
- 7 わからない

問6 あなたは、育児や介護と仕事の両立を推進するためにはどのようなことが必要だと思いますか。男性、女性それぞれについて、あなたが特に必要だと思うことは何ですか。(①男性・②女性それぞれについてお答えください。)

① 「男性」の育児や介護と仕事の両立を進めるために、特に必要だと思うこと (○は3つ)

- 1 長時間労働を削減する
- 2 育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う
- 3 短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する
- 4 育児・介護休業時の経済的補償を充実する
- 5 保育・介護の施設やサービスを充実する
- 6 職場や上司の理解・協力
- 7 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という社会通念を改める
- 8 家族の理解・協力
- 9 その他()
- 10 特にない
- 11 育児や介護と仕事の両立を推進する必要性を感じない
- 12 わからない

② 「女性」の育児や介護と仕事の両立を進めるために、特に必要だと思うこと (○は3つ)

- 1 長時間労働を削減する
- 2 育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う
- 3 短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する
- 4 育児・介護休業時の経済的補償を充実する
- 5 保育・介護の施設やサービスを充実する
- 6 職場や上司の理解・協力
- 7 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という社会通念を改める
- 8 家族の理解・協力
- 9 その他()
- 10 特にない
- 11 育児や介護と仕事の両立を推進する必要性を感じない
- 12 わからない

2 子育て・介護についておうかがいします

問7 育児や家族介護を行うために、法律に基づき男女ともに育児休業や介護休業を取得できる制度がありますが、あなたは、今までに育児休業・介護休業を取得（予定）しましたか。（①と②それぞれ○は1つ）

項目	①育児休業	②介護休業
1 取得した・取得中である・取得予定である	1	1
2 取得したことはない	2	2
3 制度について知らなかった	3	3
4 該当しない(子ども・介護が必要な親族はいない)	4	4
5 その他()	5	5

問8 あなた自身は、育児休業制度や介護休業制度を利用することについてどう思いますか。現在、必要のない方も必要になった場合を想定してお答えください。（①と②それぞれ○は1つ）

	利用したい	利用したいが 利用できそうに ないと思う	利用したくない	わからない
①育児休業制度	1	2	3	4
②介護休業制度	1	2	3	4

問9 あなたの職場で育児休業や介護休業の制度を利用しようとする人がいたら、あなた自身はどう思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（各項目で○は1つ）

	抵抗はない	どちらとも いえない	抵抗がある
①男性が育児のために休業を取ることにについて	1	2	3
②男性が家族の介護のために休業を取ることにについて	1	2	3
③女性が育児のために休業を取ることにについて	1	2	3
④女性が家族の介護のために休業を取ることにについて	1	2	3

3 地域活動・社会活動について

問10 職業以外の社会活動、地域活動（各種ボランティア、NPO、自治会・町内会の活動、PTA活動、趣味・サークル・スポーツ等の活動など）への参加について、あなたの現状は次のうちどれですか。（○は1つ）

1 参加している	3 参加していない
2 参加したいが、できていない	

【問10で「2 参加したいが、できていない」、または「3 参加していない」と回答した方】
問10-1 あなたが参加していないのはなぜですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 仕事が忙しいから
- 2 家事や育児・介護などが忙しいから
- 3 経済的余裕がないから
- 4 どのような活動があるかわからないから
- 5 一緒に活動する仲間がないから
- 6 家族の理解や協力がないから
- 7 近くに活動の場がないから
- 8 参加したいと思う活動がないから
- 9 参加方法がわからない、きっかけがないから
- 10 その他()

4 仕事や職場に関することについておうかがいします

問11は、係長職以下の方（再任用職員・会計年度任用職員の方を除く）におうかがいします。

問11 あなたは、将来どのような役職にまでつきたいと思いますか。（○は1つ）

1 管理職	4 特に昇進したいと思わない
2 係長職	5 その他()
3 主任職	

【問11で「2 係長職」、「3 主任職」、「4 特に昇進したいと思わない」と回答した方】

問11-1 管理職の職務を望まない理由はどんなことですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------|------------|
| 1 責任が重くなる | 6 魅力を感じない |
| 2 人事管理が煩わしい | 7 期待されていない |
| 3 家庭との両立が難しい | 8 休暇が取りにくい |
| 4 自分の能力に不安 | 9 その他() |
| 5 現在の状況が自分に適している | |

問12は、正規職員の方（再任用職員・会計年度任用職員の方を除く）におうかがいします。

問12 小金井市においては、現在、制度上の男女差はありませんが、実態はどう思いますか。

(各項目で○は1つ)

	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	わからない
①仕事の内容・分担	1	2	3	4
②昇任・昇格の早さ	1	2	3	4
③能力発揮の機会	1	2	3	4
④職場の情報伝達	1	2	3	4
⑤研修・勉強の機会	1	2	3	4
⑥人事異動	1	2	3	4
⑦全体的に	1	2	3	4

再び、全員の方におうかがいします。

問13 あなたはこの1年間に職場でセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を受けたことがありますか。または、受けた人を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 自分が受けたことがある | 3 男性で受けた人を知っている |
| 2 女性で受けた人を知っている | 4 受けていないし、受けた人も知らない |

問14 職場内でセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を受けたときに、相談できる窓口があることを知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問15 あなたはふだん、次のようなことを心がけていますか。(各項目で○は1つ)

	心がけている	特 に 心 が け て は い な い	その よう な 場 面 に 関 わ る 機 会 が な い
①事業（施策）の企画・立案や実施において、男女平等の視点を持つ	1	2	3
②広報等において、男女平等の視点を持つ	1	2	3
③市民との接遇において、男女によって対応に差をつけない	1	2	3
④市民との接遇において、性差別的な用語に気をつける	1	2	3
⑤職場で案内された男女平等に関する学習や研修に参加している	1	2	3

問16 小金井市職員の管理職における女性比率は、20.0%（令和6年4月現在）です。女性職員の管理職への登用について、どう思いますか。（○は1つ）

- 1 女性の管理職への登用は必要であり、積極的な方策を取る必要がある
- 2 女性の管理職への登用は必要だが、自然増に任せるべきである
- 3 現状以上に管理職への登用を増やす必要はない
- 4 女性を管理職に登用する必要はない
- 5 性別に関わらず能力に応じて登用すべきである
- 6 わからない

問17 小金井市役所において、女性の管理職への登用を進めるために必要だと思うことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 職員全体における女性比率を上げる
- 2 早い時期から管理職を意識した人材育成を行う
- 3 目標となる女性の管理職が身近にいて、後輩に仕事のやりがいや楽しさを伝える
- 4 時間外勤務の削減など、男性を含めた働き方の見直しを行う
- 5 職員の育児や介護への支援体制を整える
- 6 庁内での男女共同参画に対する啓発活動を強化する
- 7 管理職の給与や昇任・昇格制度について見直す
- 8 その他()
- 9 わからない

5 男女平等をさらに進めるための方策などについておうかがいします

問18 あなたは、次のような場で男女が平等になっていると思いますか。（各項目で○は1つ）

	男性の方が 優遇されている	どちらかといえば男性 の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性 の方が優遇されている	女性の方が 優遇されている	わからない
①家庭生活	1	2	3	4	5	6
②職場	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④政治の場	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
⑥社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
⑦自治会や地域サークルなどの地域活動の場	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体として	1	2	3	4	5	6

問19 あなたは、次の「ことがら」や「ことば」を知っていますか。(各項目で○は1つ)

		知っている	聞いたことがある	知らない
小金井市のこれまでの施策・取り組み	①こがねいパレット	1	2	3
	②情報誌「かたらい」	1	2	3
	③男女共同参画講座（公民館）	1	2	3
	④女性総合相談	1	2	3
	⑤女性談話室（婦人会館内）	1	2	3
	⑥不平等や差別に対する苦情・相談窓口	1	2	3
	⑦男女平等都市宣言（平成8年12月に宣言）	1	2	3
	⑧小金井市男女平等基本条例（平成15年施行）	1	2	3
	⑨小金井市パートナーシップ宣誓制度（令和2年開始）	1	2	3
	⑩小金井市第6次男女共同参画行動計画（令和3年策定）	1	2	3
男女共同参画に関わることば	⑪男女共同参画社会基本法	1	2	3
	⑫女子差別撤廃条約	1	2	3
	⑬ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
	⑭男女雇用機会均等法	1	2	3
	⑮女性活躍推進法	1	2	3
	⑯困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	1	2	3
	⑰LGBT理解増進法	1	2	3
	⑱ジェンダー	1	2	3
	⑲デートDV（恋人など親密な関係にある相手からの暴力）	1	2	3
	⑳ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
	㉑リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）	1	2	3
	㉒アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見） ※1	1	2	3

※1:無意識の内の固定的な性別役割分担意識や思い込みのこと。例)「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある、男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」と咄嗟に思う、“親が単身赴任中です”と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべるなど

問20 市の男女共同参画に関する施策の内容やことばの意味を、より多くの市民が理解するために有効な手段は何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

1 研修会・講座の開催	6 市広報紙への掲載
2 新聞・雑誌	7 学校における周知
3 ポスター・リーフレット	8 その他()
4 市SNS(LINE、X(旧 Twitter))への掲載	9 わからない
5 市ホームページへの掲載	10 特にない

問21 今後設置を検討している（仮称）男女平等推進センター（※）の機能について、日頃の行政業務の観点から、男女共同参画推進に欠かせないものを選んでください。（○は3つ）

- 1 講座やシンポジウムなどの事業の開催
- 2 男女平等を推進するうえで必要な情報の提供(図書等の閲覧)
- 3 自主的な活動のために会議室や印刷室が自由に使えること
- 4 さまざまな活動をしている個人やグループの交流の場があること
- 5 起業セミナーや職業訓練など、女性の就業支援事業の開催
- 6 ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント被害への支援
- 7 生き方、悩み相談などの相談事業の実施
- 8 講座中の乳幼児の保育事業の実施
- 9 その他()
- 10 特に思いつかない

※(仮称)男女平等推進センター:小金井市における男女共同参画施策に係る事業を促進するために、「小金井市男女平等基本条例」第22条に基づき、設置が検討されているものです。

問22 あなたは、男女平等社会を実現するための市の施策として、今後、どのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 学校で平等意識を育てる教育の充実
- 2 男女平等への理解を深めるための大人の学習機会の促進
- 3 女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実
- 4 女性が働きやすい環境づくりの促進
- 5 子育て支援策の充実
- 6 審議会など政策決定などへの女性の参画促進
- 7 まちづくりや防災分野などへの女性の参画促進
- 8 男性の生活・家事に対するスキルアップの支援
- 9 男女共同参画行動計画の普及と推進
- 10 男女平等都市宣言の普及と啓発
- 11 市職員の男女平等意識づくり
- 12 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識啓発
- 13 (仮称)男女平等推進センターの設置
- 14 その他()
- 15 特にない

問23 近年、性的マイノリティ（※）への対応について、取組が進められています。あなたは、このような動きがあることについて、どう思いますか。（○は1つ）

1 必要だと思う

3 わからない

2 必要だと思わない

→【問23で「1 必要だと思う」と回答した方】

問23-1 性的マイノリティの方々が生活しやすくするために、あなたはどのような取組が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1 市民に対して理解促進を図る

2 企業に対して理解促進を図る

3 児童・生徒に対する教育・啓発を行う

4 学校や、市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等の充実を図る

5 相談できる窓口の周知を図る

6 当事者同士が交流できる居場所づくりを行う

7 社会制度（法律・条例等）を周知する

8 トイレ等について利用しやすい環境づくりを図る

9 その他()

10 わからない

※性的マイノリティ:「体の性」と「こころの性」が一致しない状態の方や恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう方(同性愛、両性愛)、身体的には性別の区別がつかない方など。

LGBTとは、「L:レズビアン(女性の同性愛者)」、「G:ゲイ(男性の同性愛者)」、「B:バイセクシュアル(両性愛者)」、「T:トランスジェンダー(心の性と体の性の不一致(身体的な性別と生きようとする性別が異なる人))」の頭文字をとって組み合わせた言葉。その他にも「Q:クエスチョニング(特定の枠に属さない人)、クィア(規範的とされる性のあり方以外を包括的に表す言葉)」などが使われることもあります。

6 あなた自身のことについておうかがいします

F1 あなたの性別は。(○は1つ)

- | | | |
|------|------|--------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 そのほか |
|------|------|--------|

F2 あなたの年齢は。(○は1つ)

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 1 20歳代 | 2 30歳代 | 3 40歳代 | 4 50歳代 | 5 60歳以上 |
|--------|--------|--------|--------|---------|

F3 あなたは結婚していますか。(○は1つ)

- | | | |
|----------------------------|---------------|-----------|
| 1 結婚している
(事実婚・パートナーを含む) | 2 死別または離別している | 3 結婚していない |
|----------------------------|---------------|-----------|

→【F3で「1 結婚している (事実婚・パートナーを含む)」と回答した方】

F3-1 あなたのご家庭の現在の勤労形態はどれですか。(○は1つ)

- | | |
|-------|-------------|
| 1 共働き | 2 本人のみ働いている |
|-------|-------------|

F4 あなたは、次の方と同居していますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 就学前の子ども | 4 介護を必要とする方 |
| 2 小学生の子ども | 5 介護を必要としない65歳以上の方 |
| 3 中学生・高校生の子ども | 6 あてはまるものはいない |

F5 あなたの職層は。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1 管理職 | 3 主任職 | 5 再任用職員 |
| 2 係長職 | 4 主事職 | 6 会計年度任用職員 |

第6次男女共同参画行動計画における令和5年度推進状況調査【調査票1】に対する意見・質問シート

資料4

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	1	(1)	①	2	企画政策課	「かたらい」58号1,600部が、59号2,600部と発行数が増えているが、予算のやりくりはどうか。(印刷代など経費が高騰しているのか。)	当初58号発行にあたっては、当初予算どおり2,600部を印刷する予定とされていたが、契約不調に終わり、やむを得ず契約条件を変更し、部数を減らすこととなりました。なお、59号発行にあたっては、予算編成時と同条件で契約が可能となったことから2,600部を印刷しました。
I	1	(1)	①	2	企画政策課	講演会の周知の方法を考慮してほしい。せっかく講師を招いているのにもう少し大勢の方の出席を。私自身仕事と重なり欠席していたので、それも残念でした。	これまで市報、ホームページ、Xでの周知を行ってまいりましたが、今後は新たにLINEを活用するなど、事業の周知方法については引き続き検討してまいります。
I	1	(1)	②	5	広報秘書課	参加人数が多いのに自己評価「C」とは、前年303名に対して102名だから「C」なのか。自信をもって宣伝を。チラシの配布枚数を多くすればよいのでは。	自己評価Cとは、対前年比で「縮小」を意味しています。参加人数が令和4年度405人(定員569人)に対して、令和5年度102人(定員150人)と303人減じたことと、定員を縮小した(通常規模に戻した)ことから、対前年比で自己評価を判断したのようになります。自信をもって広報を行い、予約はほぼ満席となりましたが、無料イベントでは例年当日キャンセルが3割程度あることから、この参加人数になったと思われまます。予約は十分にあったことかと、特段広報が足りなかったとは考えておりません。
I	1	(1)	②	6	企画政策課	せっかく外部より講師をお招きしても、参加者が定員の半数に満たないため残念と感じた。	参加者数の増加に向けて、講演内容や周知方法について、引き続き検討してまいります。
I	1	(1)	②	5~7	広報秘書課 企画政策課	「人権・男女平等に関する講演会等の開催」担当部署が異なるのは講演の内容によるものでしょうか？ひとつの部署が横断的に講演会など企画・実施した方が効率的なのではないでしょうか？また、他市との共同開催の予定はないのでしょうか？参加者が少ないのは大変もつたいないと思えますし、共同開催ができれば予算的にもより充実した企画ができるのではないのでしょうか？	【広報秘書課】 本市は、人権と男女で部署の所掌が分かれているため、講演内容によって担当課が異なるのはお見込みのとおりです。企画・実施に当たっては研修会等で共同開催することもありますが、断片的に実施するより、所掌の見直し(組織改正)が優先と考えます。また、人権の講演会については、令和4年度に多摩東人権啓発活動地域ネットワーク協議会と「講演と音楽の集い」を共同開催しました。共同開催の方法にもよりますが、他自治体の会場ではなく、地元の会場で開催することがよくなります。共同開催に繋がるものと考え、基礎自治体毎に啓発活動を行う意義だと考えています。 【企画政策課】 それぞれの講演会等に歴史的な開催背景と趣旨・目的があります。現在は、人権は広報秘書課、男女平等は男女共同参画室と分掌しているところですが、一つの部署で行っている自治体もあり今後の組織の在り方が検討事項です。また、過去には狛江市・国立市と男女共同参画イベントを3市共同開催したこともあります。今後も機会があれば検討したいと考えます。
I	1	(2)	①	9	指導室	この分野にはもつと倍の指導が実施できれば良いと思う。	情報モラル教育は今度もさらに重要になってくると考えています。内容をもつと充実させていきます。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	1	(2)	②	12	広報秘書課	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	自己評価Aとは、対前年比で「充実・強化」を意味しています。対前年比で、人権週間や特設窓口を増設したことを「充実・強化」と判断しました。月1回の常設窓口に加え、市民に相談する機会を更に提供できたことを評価したものです。
I	1	(2)	③	13	広報秘書課	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	自己評価Aとは、対前年比で「充実・強化」を意味しています。非核平和映画会について、参加人数が令和4年度43人（定員100人）に対して、令和5年度79人（定員150人）と1.8倍増（定員1.5倍増）となったこと、平和行事参加の旅について、令和元年度以来4年ぶりの開催となったことが主な理由です。いずれにしても、コロナ禍で規模を縮小した事業を通常規模に戻して開催できたことを、対前年比で「充実・強化」と判断したものに なります。
I	1	(2)	③	15	公民館	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	延べ参加者数が前年度比82.4%であるため、「A」評価ではなく「B」評価に訂正したい。
I	1	(2)	③	16	広報秘書課	「多文化共生のまちづくり」のための事業として、外国人相談の実施とあるが、利用者ゼロ。施策の意図を含め、外国籍の市民にとって暮らしやすい街とは何か、全庁横断的に取り組む方向性を明確にすべき。	外国人相談では、外国人の日常生活を営むうえで生じるさまざまな問題の相談や市政に関する相談に応じることで、必要な生活情報を提供し、多文化共生を図り、外国人の人権を尊重し、多様性を認め合うことにより、外国人も共に参画する社会となり、ひいては男女共同参画社会の実現をめざすことにつながるものと考えている。本計画で目指す外国籍の市民にとって暮らしやすい街とは正に基本目標I「人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる」であり、外国人相談のほか、人権啓発・平和意識の高揚を図り、国際交流を通じて互いの文化と人権を尊重する多文化共生のまちづくりを進めることを本計画に明記し、全庁横断的に取り組んでいる。
I	1	(3)	①	18	企画政策課	教員向けの性の多様性に関する研修内容を知りたい。派遣講師は誰。実施内容のフィードバックは。指導室との連携は。	多様性についての考え、多様性のとらえ方、LGBTQ+の基礎知識、相談場所の紹介、当事者子どもたちの声の紹介、支援と指導の事例紹介に関する研修を実施しました。講師は鈴木茂義氏。本事業は各学校における性の多様性に関する研修を自主的に企画・実施いただけたことや、スタートアップを目的としているものもあるため、研修を今後どのように活かすかは教育委員会及び各校に委ねられているものと考えており、フィードバックの状況等については、企画政策課としては把握しておりません。企画政策課独自事業であるため、指導室との連携はありません。
I	1	(3)	①	18	企画政策課	市内14校の校長先生だけでなく、副校長以下、副校長以下の教職員にも事業の情報が届くようにしてほしい。	事業の周知については、第一義的には各学校長より教職員に周知いただいているものと考えていますが、昨年は各校の主幹教諭、人権教育推進委員、養護教諭宛にも別途、チラシを送付して関係者へ直接情報が届くように努めました。
I	2	(1)	①	19	指導室	校内、校外で実施された人権に関する研修について、具体的な内容と参加人数を知りたい。	校内では、全教員を対象に人権教育プログラムを活用した「いじめや体罰防止」の研修などを実施している。校外では、各校1名の人権教育推進委員を対象に、人権教育の基本的な考え方や人権尊重教育推進発表会への参加などを行っている。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	2	(2)	①	22	こども家庭センター	エンジェル教室・カルガモ教室に父親の参加が多くなり、嬉しいです。初期、支援、指導の手伝いもしていただきましたので今でも気になります。	ご意見ありがとうございます。今後、父親を含めた保護者同士の交流や必要な知識の普及につながるよう事業を推進してまいります。
I	2	(2)	①	23	生涯学習課	小中学校のPTAに委託して実施とあるが、内容と参加実態を知りたい。	内容は多岐にわたる。例えば音楽鑑賞やプログラムを活用したショーなどあればアンガーマネジメントや暴力から心と身を学ぶというような講義形式のものまである。参加者は少ないところで65人程度、多いところでは430人程度の参加があるところがある。
I	2	(2)	①	23	生涯学習課	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	令和4年度の各学校の参加者と令和5年度の各学校の参加者を比べるとおおむねすべての学校で参加者数が増えているため。
I	2	(1)	②	25	生涯学習課	市職員派遣の出前講座について、昨年実施の講座ならびに参加数の回答を望む。	別紙「令和5年度まなびあい出前講座」とおり
I	2	(1)	②	25	公民館	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	延べ講座回数が前年度比61.1%、延べ参加者数が前年度比65.1%であるため、「A」評価ではなく「B」評価に訂正したい。
I	3	(1)	①	28	こども家庭センター	従来の「子ども家庭支援センター」機能と「母子保健」が一元化されて「こども家庭センター」になったと理解しているが、詳細を知りたい。	母子保健法及び児童福祉法の改正に伴い、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置が努力義務として位置付けられ、令和6年4月1日から子ども家庭センターが設立されました。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を母子保健と児童福祉機能を一体的に行い、子育ての不安や負担を軽減し、子どもたちの健やかな成長を支えていきます。
I	3	(1)	②	29	指導室	児童・生徒への指導は具体的どのような形で行われているのか。ヤングケアラーについての取組は含まれないのか。	人権教育プログラムにある実践・指導事例を参考に、各校において教科等の時間に取り組んでいきます。 ヤングケアラーに関しては、授業等で直接取り扱うことにはないが、担任等が児童・生徒との関わりのなかで、家庭の状況等を把握した際には、関係機関等の連携を図り、対応することがあります。
I	3	(1)	②	29	指導室	人権教育プログラムの具体的な内容を知りたい。	「人権教育についての考え方」「人権教育に関する実践・指導事例」「人権教育の効果的な推進のための参考資料」が掲載されています。（詳細は、東京都教育委員会ホームページ「人権教育」参照）

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	3	(1)	②	29	指導室	<p>「人権教育プログラムを活用した指導を各校の計画に基づき」とあるが、内容は学校によって異なるのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの程度の時間を指導にあてているのか？ ・小学校→中学校とプログラム内容に継続性があるのか？ ・具体的な内容を知りたい <p>市のサイトなどで情報を閲覧できるのであればサイトをお知らせください</p>	<p>各校で実態が異なるので、人権教育プログラムの事例を参考に各校において計画を作成しています。</p> <p>人権教育は教育活動全体を通じて行われるものであります。</p> <p>人権課題については、小学校と中学校で発達段階に継続して学習するものとなっている。</p> <p>人権教育プログラムの具体的な内容については、上記の回答をご参照ください。</p>
I	3	(2)	①	34	保育課 学務課 指導室	<p>要保護の幼児、子ども、生徒、難しいと思います が、速やかな保護をしてほしいと思います。小金井市から保護していたのに家庭に返したために死亡事故が出たら悲しいです。何かとプライバシーと言われるこの頃、担当職員には頑張ってもらいたいと思います。</p>	<p>【学務課】 悲劇的な事故を防ぐために、各担当において必要な措置が必要な児童・生徒に実施されるよう引き続き尽力してまいります。</p> <p>【指導室】 学校、教育相談所、スクールソーシャルワーカー等がリスク案件を共有し、適切な支援先に繋げていくことが重要であるとの認識の下、関係機関との連携強化を進めます。</p>
I	3	(3)	①	35	企画政策課	<p>※前年度とほぼ同じ質問になります。 相談できる環境を整えたこととありますが、前年度から何か環境や周知方法について改善をした結果、相談件数が増えたのでしょうか？あるいは、同じ相談者に複数回に渡って相談対応するなど、きめ細やかな対応ができたということでしょうか？単に、前年度より相談件数が増えた＝良いこととは捉えられないと思うので、何か増加につながる具体的な取り組みがありましたら教えてください。</p>	<p>相談できる環境設定については、前年度と変更箇所は特にございません。周知につきましては、新たに事業周知カードを新調し、市内公共施設等に配備し、周知に努めました。新規相談も一定数ありますが、相談者の多くは継続的にご利用いただいている方々であり、その結果、延べ相談件数は、近年増傾向にあります。</p>
I	3	(3)	①	37	企画政策課	<p>DVに関する研修会を開催した関係機関は具体的に何ですか。参加者延べ2人で「A」評価なのはなぜですか。参加者数が少なすぎないですか。</p>	<p>東京都所管の東京ウィメンズプラザが実施する研修に男女共同参画室の職員が参加しています。オンライン配信含め1年に複数回参加していますが、担当職員が2名のみであるためこれ以上の参加者数増は見込めないためです。</p>
I	3	(3)	①	37	企画政策課	<p>なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？</p>	<p>担当職員2名のいずれも何等かの研修等に複数回参加し、DVに関する動向把握を行い知識の充実に努めたためです。</p>
I	4	(1)	①	41	広報秘書課	<p>なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？</p>	<p>No.12と同じ</p>
I	5	(2)	①	48	健康課	<p>健康手帳の交付（40歳以上の市民）の実数は、HPからのダウンロードのみの対応なのか。</p>	<p>小金井市保健センターで配布しているほか、保険年金課（市役所第二庁舎2階）及び市で実施している講演会や健康教室、各種健診の際も配布している。</p>

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	5	(2)	①	50	健康課	栄養個別相談の参加人数がとて少ないが、担当として食への関心が低いと感じているか。健康課として「栄養指導」、「栄養相談」といった「栄養」のみの観点だけでは足りない、広い食をめぐる健康増進を考えたければならないと思うか。	個別相談は乳幼児で言えば育児相談広場より相談時間が長いと予約制のため、申込者のニーズの選択の1つであり、他の相談も含めて考えれば食への関心が低いとは感じていない。健康増進を目的とした事業は栄養講習会や健康教室があり、そちらでは健康と結びついた講義やデモンストラレーション、質疑応答を行っている。
I	5	(2)	①	51	健康課	メンタルチェックシステムとはどのような事業内容なのか。デジタル対応なのか。各々のチェックテストの結果に対するフォローはあるのか。	メンタルチェックシステムとは、インターネット上で複数の質問等に回答することで、心の状態であるストレス度や落ち込み度などについて自分自身で把握することができるシステムである。本人に上記の状態を把握してもらおうことを目的としておりその後のフォローはない。
I	6	(1)	①	55	こども家庭センター	日常の支援を細かく、女児の生理の問題、進学等、父子・母子家庭ともに速やかに支援してほしいです。	ニーズに即した支援提供のため、関係する職員のスキル向上等の取組を継続してまいります。
I	6	(1)	①	56	子育て支援課	日常の支援を細かく、女児の生理の問題、進学等、父子・母子家庭ともに速やかに支援してほしいです。	ひとり親家庭の生活上の困りごとに対して引き続き迅速かつきめ細やかな支援に努めてまいります。
I	6	(2)	①	57	地域福祉課	日常の支援を細かく、女児の生理の問題、進学等、父子・母子家庭ともに速やかに支援してほしいです。	相談内容に応じて、他制度・他機関につなぐことを含め、相談者に寄り添った対応をしていきます。
I	6	(2)	①	58	企画政策課	日常の支援を細かく、女児の生理の問題、進学等、父子・母子家庭ともに速やかに支援してほしいです。	相談内容に制限はなく、どのような内容にあっても相談は受付けており、必要に応じた情報提供も行える体制づくりに努めています。
I	6	(2)	①	58	企画政策課	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	延べ相談件数が増加傾向にあることから、一定の需要に応える事業となつてきているものと考えたためです。なお、昨年度は周知用にカードを新調しました。
I	6	(2)	①	59	子育て支援課	日常の支援を細かく、女児の生理の問題、進学等、父子・母子家庭ともに速やかに支援してほしいです。	ひとり親家庭の生活上の困りごとに対して引き続き迅速かつきめ細やかな支援に努めてまいります。
I	6	(2)	①	59	子育て支援課	今年度以降、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいた基本計画策定が求められているが、小金井市において現状の相談支援体制の課題を洗い出し、早急に問題を解決する方策を立ててほしい。	今後関係各課と連携しながら、円滑な相談支援に努めてまいります。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
II	1	(1)	①	62	保育課	市立保育園5園中2園が廃園に向けたプロセスを踏んでいる中、待機児解消とは・・・。「多様なニーズ」の捉え直しをしつつ、市立保育園の役割の再構築を現場職員から意識的に取り組んでください。	現状「市立保育園の在り方検討委員会」にて市立保育園の役割及び在り方について協議をさせていただいているところです。ご意見については受け止めさせていただきます。
II	1	(1)	①	63	児童青少年課	超過入所の問題解決に向けた取組はどうなっているのか。民間設置による民間委託の実態はどうなっているのか。	今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、学校施設内の施設併用利用や民間施設の活用及び民設民営を推進するなど緊急対応の必要などから優先的に保育環境の整備を進めます。 また、民設民営学童保育所については、令和6年4月に東小金井駅前に40名定員で開設いたしました。今後も保育ニーズを踏まえ、民設民営を推進してまいります。
II	1	(1)	①	67	保育課	事業内容には「育児講座」とあるが、実施した内容にはないのか。	記入が漏れておりました。申し訳ございません。以下の内容に変更します。 【実施した内容】 各園において、日々在園時の保護者からの相談を受けているだけでなく、地域の親子向けの事業の中でも子育て相談を行った。 また、地域支援事業として園庭開放及び育児講座を行った。 【自己評価】 各園での相談件数は27件。 園庭開放は市立保育園全園で週2日程度実施した。 育児講座は2園で実施するほか、全園で児童館へ栄養士・看護師の派遣を行い、講座を行った。
II	1	(1)	①	67	こども家庭センター	乳幼児、子どもから生徒まで年代が広い。DV、育児放棄、介護放棄、乳幼児、せつかく生まれた命守っていただきたいです。	安心して子育てができる環境づくりにつながるよう、個々の相談への丁寧な対応、関係機関との連携を継続してまいります。
II	1	(2)	①	70	児童青少年課	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	評価を「A」として回答しましたが、「B」の誤りでした。前年度比40回減は事業を縮小したのではなく、前年度の回答作成時に父親参加促進事業以外にも、ひろばに父親が参加した回数を計上してしまっただけであり、今回の回答は従前と同様に計上しました。
II	1	(2)	①	71	介護福祉課	男性を対象とする介護者サポーター養成講座の新規実施は、良い取組だと思います。介護教室の参加者の男女数も明記いただけたらなお良いです。男性が参加しやすいテーマ設定について、どのように工夫されたのか気になります。	男性の参加しやすいテーマ設定の工夫については、介護の技術講習や介護者同士の懇談と行ったことばかりではなく、ストレスのマネジメントの解説や簡単なレクリエーションの実施、ダブルケアについて取り上げるなどを行った。
II	1	(2)	②	72	公民館	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	延べ参加者数が前年度比100%であり、「前年度同様」であるため、「A」評価ではなく「B」評価に訂正したい。
II	1	(3)	①	74～76	介護福祉課	現状の施策を続けてほしい。親類から聞く現状には不安が伴う。	引き続き努めてまいります。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
II	2	(1)	①	77	企画政策課	取組が情報発信（HP、市報掲載、資料配布）のみならず、自己評価はしないのでは？	以前は多摩3市で研究会を共同開催したことがあり、啓発用語のTwitter発信も行っていました。チラシの配布・配架に留まらない取組の拡充を機会をとらえて検討していきます。
II	2	(1)	①	77	企画政策課	市報、HP以外のより深く広い広報活動策を講じて欲しい。	各種イベントにおいてワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に資する内容を盛り込めるよう今後も検討します。
II	4	(1)	①	91	生涯学習課	現状の施策を続けてほしい。	引き続き、事務局と連携し事業を継続していく。
II	4	(1)	①	92	介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課	現状の施策を続けてほしい。	【介護福祉課】引き続き努めてまいります。 【子育て支援課】今後も現状の施策を続けていきます。 【児童青少年課】引き続き支援してまいります。 【生涯学習課】引き続き、事務局と連携し事業を継続していく。
II	4	(1)	②	93	企画政策課	ここ数年、参加者ゼロが続いているので抜本的な見直しが必要。	担当課としても、事業の見直しが必要な状況であると認識しています。今後事業の在り方も含め、引き続き検討します。
II	4	(1)	②	95	生涯学習課	なぜ「A」評価と判断されたのでしょうか？	R5年度推進状況確認調査時に、R3からR4実績にかけ、定例会・協議会、研修参加の回数が増加したことを受け、「A」評価としている。また、スポーツ推進委員（25人）のうち、男性12人（48%）、女性13人（52%）であり、半数以上が女性で構成されている。上記水準のため、引き続き「A」評価と判断した。
III	1	(1)	①	99	職員課	女性キャリア支援研修の参加率をより高める必要があり、上司への積極的な働きかけや指導、制度化の一考を。	対象者は、入所年次により決定しております。研修の参加について、対象者及び所属長に引き続き周知してまいります。
III	2	(1)	①	100	企画政策課	男女共同参画関係団体として市が認識しているのはどういった団体なのか。	こがねいパレットに賛同いただいている団体を始め、広く男女共同参画に関する活動を行う団体との認識です。
III	2	(1)	②	103	企画政策課	実施したとされる他自治体におけるセンター機能の情報収集の実態が見えないので、せめて審議会へ情報提供してほしい。	昨年は近隣市1市を視察したほか、都調査を利用して情報収集を図りました。新しくご提供できる情報がありましたら審議会へ報告いたします。
III	2	(1)	②	104	企画政策課	女性談話室の利用実態はいかがか。	事前に利用申込書を提出していただいた件数のみを集計しますと、令和5年度中は、年144件、月平均13.1件の利用があります。オープンスペースのため実際には予約なしで利用されている方もいらっしゃると思いますので、利用件数はこれより多く、毎月の利用率はおおよそ50%弱というところです。英会話、書道、読書、打合せなど利用目的は様々です。

基本 目標	主要 課題	施策の 方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
III	3	(1)	①	105	職員課	介護休業、介護休暇等、介護にかかるとする支援制度の利用状況はどうか？管理職クラスの方から介護期にある場合、職場の重責から制度も利用しづらく、また相談もできず、一人で抱え込んでしまうケースが少なくないように思います。そのような声を拾えているのかという点も含め、介護期の職員へのサポート体制が気になります。	令和5年度においては、一般職2名が介護休暇を取得しました。制度については、次世代育成支援プランを作成し、庁内職員向けに周知しています。
<p>【自由記入欄】（全体的な意見、など）</p> <p>■ 保育課担当の実施内容における「子ども家庭支援センター」と新たに担当課となっている「子ども家庭センター」との違いは？ある程度説明がないと分からないので情報提供をしてください。</p> <p>■ リーフレット等作成回数やイベントの開催回数など数量が分かるものは具体的に記載してください。また、昨年度、同様のものを作成や開催などしていればその数量を括弧書きで記載してください。</p> <p>※ 当該事業を評価するためには最低限必要な情報になるため。</p> <p>※ 調査票1の事項に関して「自己評価をしない」と整理することに疑義があります。評価し易い施策とそうでないものがあるとは思いますが、実施した全施策に関して「男女参画促進」に有効であったか否かを評価する必要があると思います。</p> <p>■ 「各事業が、男女共同参画の観点からみて、それを推進する方向で実施されたか」ということが評価の視点、ということでしょうか。例えばNo.9の情報モラル教育の充実に関する記述では、実施内容の中に、「人権や男女平等について盛り込む」が入っています。その結果としてなのか、自己評価と効果の理由のところに「多様な場面に応じた指導を行うことが出来た」ことが出来たことが記載されています。そして、「今後の課題や推進の方向性」で書かれているような、「人権や男女平等の視点を盛り込むようにする」となっています。もちろん、前年度とほぼ同じ内容をされたから「B」ということ自体はわかりませんが、もともとどこかで、男女平等の視点を入れること自体が、この計画なのではないかと考えます。</p>							

令和5年度 まなびあい出前講座

(1) 目的

市民・団体が主催する学習会に、市役所・警察署・消防署や各種団体・企業の職員が出向き、担当事業などについて講演し、市民の生涯学習を支援する。

(2) 実施状況

(単位:人)

NO	月 日	講 座 名	担当課など	参加数
1	4.13	災害に備えて安全対策を	地域安全課	12
2	7.12	むし歯予防 乳幼児編ーブラッシング習慣をつけよう	健康課	21
3	7.22	消費者は狙われている	経済課	18
4	9.6	むし歯予防 乳幼児編ーブラッシング習慣をつけよう	健康課	11
5	9.21	ごみの出し方とリサイクル	ごみ対策課	13
6	9.24	災害に備えて安全対策を	地域安全課	31
7	10.12	いつまでも安心してくらししていくために今やっておくこと	介護福祉課	15
8	10.23	むし歯予防 障害児編ーブラッシング習慣をつけよう	健康課	6
9	10.29	災害に備えて安全対策を	地域安全課	24
10	11.6	小金井市の介護保険の話	介護福祉課	30
11	11.9	小金井市の介護保険の話	介護福祉課	13
12	11.18	自分たちの子どもたちの未来のために	企画政策課	15
13	11.20	小金井市の介護保険の話	介護福祉課	19
14	11.25	子どもたちの健全育成	指導室	30
15	11.29	生活保護のしくみ	地域福祉課	20

(案)

資料5

小金井市第6次男女共同参画行動計画
推進状況調査報告書
(令和5年度実績)

令和6年12月

小金井市

はじめに

小金井市では、小金井市第5次男女共同参画行動計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、令和3年3月に「小金井市第6次男女共同参画行動計画」を策定しました。

この報告書は、令和5年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目 次

I 第6次男女共同参画行動計画の概要

1	基本理念	1
2	基本目標	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の性格	3
5	計画の期間	4
6	施策の体系	5

II 第6次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和5年度実績）

1	推進状況調査の概要	6
2	推進状況調査結果の概要	7
3	推進状況調査結果（事業別一覧）の見方	8
4	推進状況調査結果（事業別一覧）	10

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1)	人権・男女平等の意識改革の推進	10
施策の方向(2)	男女共同参画の基盤となる人権の尊重	12
施策の方向(3)	多様性への理解の促進	14

主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1)	教育の場における男女平等教育の推進	14
施策の方向(2)	生涯を通じた男女平等教育の推進	16

主要課題 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1)	配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	18
施策の方向(2)	被害者支援の推進	20
施策の方向(3)	相談・連携体制の整備・充実	20

主要課題 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1)	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	22
----------	--------------------------------	----

主要課題 5 生涯を通じた心と身体への健康支援

施策の方向(1)	女性のライフステージに応じた健康づくり	24
施策の方向(2)	性差や年代に応じた心と体の健康づくり	26

主要課題6	様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向(1)	各家庭の状況等に応じた支援	30
施策の方向(2)	自立した生活への支援	30
基本目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	
主要課題1	家庭における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	育児支援体制の整備	32
施策の方向(2)	男性の家庭・地域活動への参画促進	34
施策の方向(3)	介護等への支援体制の整備	36
主要課題2	働く場における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づく	36
施策の方向(2)	働く場における男女平等の推進	36
主要課題3	女性の活躍と多様な働き方への支援	
施策の方向(1)	女性の就労に関する支援	38
主要課題4	市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
施策の方向(1)	地域づくり活動における男女共同参画の推進	40
基本目標Ⅲ	男女共同参画を積極的に推進する	
主要課題1	政策・方針決定過程への男女の参画	
施策の方向(1)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	42
主要課題2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	市民参加・協働による事業展開	42
主要課題3	推進体制の充実・強化	
施策の方向(1)	市内の男女平等の推進	44
施策の方向(2)	計画の推進体制の強化	44
5	配布・配架一覧表	46

Ⅲ 資料

1	行政委員会及び審議会等における女性の割合（令和6年4月1日現在）	52
2	男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（令和5年度）	54

I 第6次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に次の2つのテーマが重要であるとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

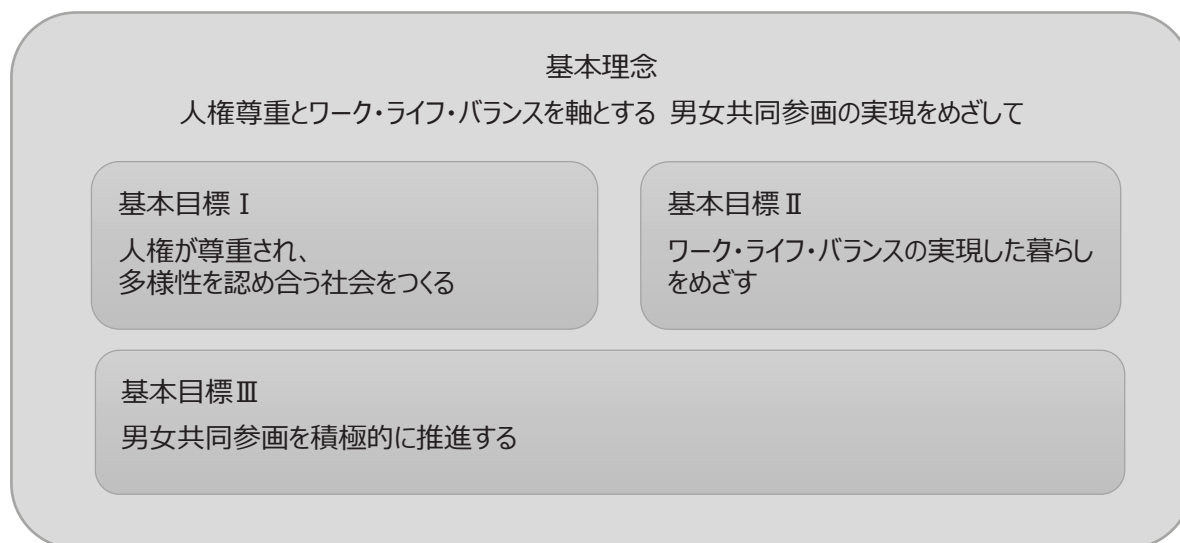
2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で、今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、小金井市第6次男女共同参画行動計画（以下「本計画」という。）の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境の整備を図ります。

また「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した施策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

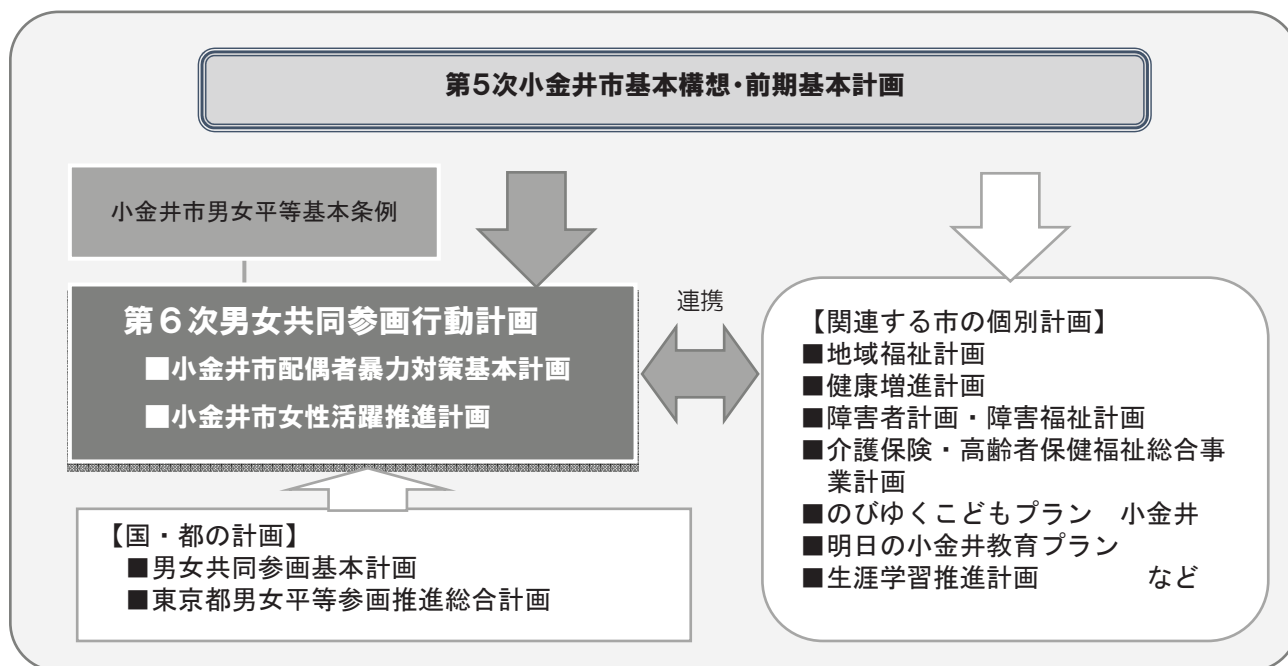
また「小金井市特定事業主行動計画」に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第5次小金井市基本構想・前期基本計画の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

4 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整を図りながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



5 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(計画の期間)

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
~第4次	第5次男女共同参画行動計画				第6次男女共同参画行動計画				
第4次小金井市基本構想 後期基本計画					第5次小金井市基本構想 前期基本計画				
(国) 第4次男女共同参画基本計画					(国) 第5次男女共同参画基本計画				
(都) 東京都男女平等参画推進総合計画					(都) 東京都男女平等参画推進総合計画				

6 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3)多様性への理解の促進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)男性の家庭・地域活動への参画促進 (3)介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

Ⅱ 第6次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和5年度実績）

1 推進状況調査の概要

【目的】

第6次男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、各施策事業の進捗状況について調査・評価を行う。小金井市男女平等基本条例第11条では男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を毎年、作成し公表すると定めている。

【調査事業】

第6次男女共同参画行動計画に掲載されている110事業

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる（61事業）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす（35事業）

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する（14事業）

【対象課】

第6次男女共同参画行動計画に掲載されている22課

企画財政部（2課）：企画政策課、広報秘書課

総務部（3課）：地域安全課、職員課、管財課

市民部（4課）：市民課、コミュニティ文化課、経済課、保険年金課

福祉保健部（4課）：地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課

子ども家庭部（4課）：子育て支援課、保育課、児童青少年課、こども家庭センター

学校教育部（2課）：学務課、指導室

生涯学習部（3課）：生涯学習課、図書館、公民館

【調査項目】

○実施内容

○自己評価（対前年度実績）

A＝充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）

B＝前年度同様（前年度と同様の内容で実施した。）

C＝縮小

D＝未着手（該当事業に取り組まなかった。）

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、事業回数等が減となったものは評価C、事業が中止となったものは評価Dを原則としている。

○男女共同参画の視点

（効果があったと思われる男女共同参画の視点を「○」で選択 複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 - ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 - ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 - ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 - ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進
- 自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比
- 男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性

2 推進状況調査結果の概要

この一覧表は、担当課が令和5年度に行った事業に対して、前年度に比べての自己評価結果及び「男女共同参画の視点」に立った評価を実施し、基本目標別に集計したものです。

目標	施策事業数		自己評価				効果があったと思われる男女共同参画の視点 (複数回答有)					
	a	b	A	B	C	D	①	②	③	④	⑤	⑥
基本目標Ⅰ	53事業 【61事業】	76事業 【95事業】	14事業 (18.4%)	61事業 (80.3%)	1事業 (1.3%)	0事業 (0%)	26事業 (34.2%)	14事業 (18.4%)	42事業 (55.3%)	43事業 (56.6%)	8事業 (10.5%)	34事業 (44.7%)
基本目標Ⅱ	29事業 【35事業】	40事業 【52事業】	9事業 (22.5%)	31事業 (77.5%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	14事業 (35.0%)	19事業 (47.5%)	21事業 (52.5%)	8事業 (20.0%)	15事業 (37.5%)	12事業 (30.0%)
基本目標Ⅲ	14事業 【14事業】	19事業 【19事業】	3事業 (15.8%)	16事業 (84.2%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	11事業 (57.9%)	6事業 (31.6%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	12事業 (63.2%)	12事業 (63.2%)
計	96事業 【110事業】	135事業 【166事業】	26事業 (19.3%)	108事業 (80.0%)	1事業 (0.7%)	0事業 (0%)	51事業 (37.8%)	39事業 (28.9%)	63事業 (46.7%)	51事業 (37.8%)	35事業 (25.9%)	58事業 (43.0%)

※施策事業数（上記 a 欄の【 】）の 110 事業のうち、評価対象となる事業は 96 事業。1 施策事業に対して複数の担当課が施策事業を展開しているため、総事業数（上記 b 欄の【 】）は 166 事業、評価対象事業数は 135 事業となる。

※効果があったと思われる男女共同参画の視点は複数回答可としているため、重複して選択している項目もある。

※表中の（ ）内の割合（%）は、上記 b 欄の評価対象事業数を基に算出している。（小数点第二位を四捨五入）

※網掛けは、効果があったと思われる男女共同参画の視点で割合が高かった項目。

3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方

欄外に、「基本目標」、「主要課題」、「施策の方向」、「施策」を記載しています。

担当課が実施した内容を記載しています。

参加者数の記載については、可能な限り男女別の人数を明記し、事業目的の達成感を測る指標の一つとしています。

「番号」「事業名」「事業内容」「担当課」を記載しています。

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。		男女共同参画情報誌「かたらい」58・59号を発行 発行部数 58号:1,600部 59号:2,600部 配布先 東京都・区市町村関係機関、医師会会員、歯科医師 394箇所 録集を発行 機関、学校、市施設等 計167	
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	男女共同参画シンポジウム及び「こがねいパレット」の参加者へ、男女平等都市宣言資料を配布した。 「こがねいパレット」記録集に男女平等都市宣言を掲載した。 男女共同参画週間に第二庁舎1階で啓発物品と合わせ資料を配布した。
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。	・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	人権講座(タイトル:「こころの声言葉になる『あのね、ほんとうはね』」～院内学級のこどもたちが教えてくれた大切なこと～)、講師:副島賢和 参加人数:102人(定員150人)
			・人権啓発物品の配布	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。		企画政策課	人生や家族のあり方の変化から、わが国の男女平等参画をめぐる現状について講演いただいた。 講師:山田昌弘氏(中央大学文学部教授) 参加者 28人(アンケートの回答は25人。うち女性15人、男性10人、そのほか0人)
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。		企画政策課	市報により人権尊重・男女平等意識の普及・啓発を行った。
(9)	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。		指導室	日々のICT端末利用時に授業者等から場面に応じた指導を行った。 携帯電話会社や警察等と連携し、セーフティ教室を実施する際、情報モラルの内容を取り扱った。

事業を実施したことにより、「効果があったと思われる男女共同参画の視点」を以下の6項目から選択しています。(複数回答可)

【効果があったと思われる男女共同参画の視点】

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

対前年進捗度の自己評価を記載しています。

■自己評価(対前年進捗度)について

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、事業回数等が減ったものは評価C、事業が中止となったものは評価Dを原則としています。

事業を実施していく上での、今後の課題や推進の方向性を記載しています。

事業を実施したことにより、得られた効果や達成度の理由を記載しています。

自己評価(対前年進捗度)※1	効果があったと思われる男女共同参画の視点(効果視点)※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	<p>「かたらい」58号では、「『アンコンシャス・バイアス』～無意識の思い込み～」をテーマとして、固定的性別役割分担意識の問題に関する特集記事を掲載した。</p> <p>「かたらい」59号では、「そもそも『男女共同参画』ってなんだろう？」をテーマとして、原点に立ち返る特集記事を掲載した。</p> <p>「第37回こがねいバレット」記録集は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。</p> <p>「かたらい」及び「こがねいバレット記録集」の発行を通し、男女平等意識の啓発を行うことができた。</p> <p>(前年度比) 配布先・総発行部数はほぼ前年同様</p>	<p>今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。</p> <p>また、市報及びホームページ、X(旧Twitter)へ掲載し、周知を図っていく。</p>
/	/	/	/	/	/	/	/	/
B	○	○					<p>講演会参加者に男女平等基本条例等の周知を行うことができた。</p> <p>(前年度比) 資料の配布機会 前年同様 「こがねいバレット」記録集発行部数 前年同様</p>	<p>今後も、周知を進めていくために講演会や市報及びホームページ等を利用し、男女共同参画の理解促進を図っていくとともに周知方法についても検討していく。</p>
C	○		○	○			<p>令和5年度は実施内容を通常規模に戻して開催。アンケート(84人回答)において、人権講座として内容が「良かった」と回答した方が81人で、多くの方の人権意識啓発に繋がった。</p> <p>(前年度比) 参加者 △303人</p>	<p>実施内容やテーマを探りながら、事業の継続を図る。</p>
/	/	/	/	/	/	/	/	/
B	○	○				○	<p>募集人数80人とし、受付期間も長めに設定したものの、参加者数が伸び悩んだ。</p> <p>(前年度比)参加者 +4人</p>	<p>より多くの市民に参加してもらえるよう、テーマ設定やポスターデザインに工夫を図ってきたい。</p>
B	○					○	<p>前年と同様に、市報5月1日号「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を行った。</p>	<p>男女の性別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。</p>
B	○						<p>一人一人が実際にICT端末を日常的に活用するようになったことで、多様な場面に応じた指導を行うことができた。</p> <p>【前年度比】実施校数 前年度同様 小・中学校全14校</p>	<p>特にSNSやチャット上でのやり取りにおいて、人権侵害や男女平等の視点を注意することを指導する内容に盛り込むようにする。</p>

4 推進状況調査結果（事業別一覧）

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。	・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。	・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布	企画政策課	男女共同参画情報誌「かたらい」58・59号を発行 発行部数 58号:1,600部 59号:2,600部 配布先 東京都・区市町関係機関、医師会会員、歯科医師会会員、学校、市施設等 計394箇所 「第37回こがねいパレット」記録集を発行 発行部数 400部 配布先 東京都・区市町関係機関、学校、市施設等 計167箇所
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	男女共同参画シンポジウム及び「こがねいパレット」の参加者へ、男女平等都市宣言資料を配布した。 「こがねいパレット」記録集に男女平等都市宣言を掲載した。 男女共同参画週間に第二庁舎1階で啓発物品と合わせ資料を配布した。
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。	・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館	人権・男女平等に関する図書類や関係資料の収集に努めたほか、男女共同参画週間に合わせてテーマ図書を展示した。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点施策】

(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解など様々な人権をテーマに講演会等を開催します。	・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	人権講座(タイトル:「こころの声が言葉になる『あのね、ほんとうはね』～院内学級のこどもたちが教えてくれた大切なこと～」、講師:副島賢和) 参加人数:102人(定員150人)
			・人権啓発物品の配布	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。		企画政策課	人生や家族のあり方の変化から、わが国の男女平等参画をめぐる現状について講演いただいた。 講師:山田昌弘氏(中央大学文学部教授) 参加者 28人(アンケートの回答は25人。うち女性15人、男性10人、そのほか0人)
(7)	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。		企画政策課	市民実行委員による企画・運営で、第37回「こがねいパレット」を『地域で活かす これからのわたし』をテーマに開催した。 講師:吉岡マコ氏(NPO法人シングルマザーズシスターフッド代表理事) 参加者 21人(アンケートの回答は20人。うち女性16人、男性4人、回答なし0人) 記録集 400部(令和6年3月発行)

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	<p>「かたらい」58号では、「『アンコンシャス・バイアス』～無意識の思い込み～」をテーマとして、固定的性別役割分担意識の問題に関する特集記事を掲載した。</p> <p>「かたらい」59号では、「そもそも『男女共同参画』ってなんだろう？」をテーマとして、原点に立ち返る特集記事を掲載した。</p> <p>「第37回こがねいパレット」記録集は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。</p> <p>「かたらい」及び「こがねいパレット」記録集の発行を通し、男女平等意識の啓発を行うことができた。</p> <p>(前年度比) 配布先・総発行部数はほぼ前年同様</p>	<p>今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。</p> <p>また、市報及びホームページ、X(旧twitter)へ掲載し、周知を図っていく。</p>
B	○	○					<p>講演会参加者に男女平等基本条例等の周知を行うことができた。</p> <p>(前年度比) 資料の配布機会 前年同様 「こがねいパレット」記録集発行部数 前年同様</p>	<p>今後も、周知を進めていくために講演会や市報及びホームページ等を利用し、男女共同参画の理解促進を図っていくとともに周知方法についても検討していく。</p>
A	○					○	<p>男女共同参画週間に合わせて、関連図書や男女共同参画室所蔵資料を、1階一般室と2階YA(ヤングアダルト)コーナーでも、テーマ図書として展示・貸出を行い、来館者に男女共同参画の意識の啓発を行うことができた。</p>	<p>今後も、人権・男女平等の資料の収集に努めるとともに、男女共同参画週間に合わせて、テーマ図書点字及び図書館X(旧twitter)等での広報活動を行い、資料の活用にも努める。</p>

C	○		○	○			<p>令和5年度は実施内容を通常規模に戻して開催。アンケート(84人回答)において、人権講座として内容が「良かった」と回答の方が81人で、多くの方の人権意識啓発に繋がった。</p> <p>(前年度比) 参加者 △303人</p>	<p>実施内容やテーマを探りながら、事業の継続を図る。</p>
B	○	○				○	<p>募集人数80人とし、受付期間も長めに設定したものの、参加者数が伸び悩んだ。</p> <p>(前年度比)参加者 +4人</p>	<p>より多くの市民に参加してもらえよう、テーマ設定やポスターデザインに工夫を図ってきたい。</p>
B			○			○	<p>会場の広さの関係上、前年度とほぼ同様の参加定員数で実施。</p> <p>(前年度比) 参加者 80.8%(女性△2人 男性△4人 不明1人) 記録集 前年同数</p>	<p>市民実行委員会を中心に、毎年度、異なるテーマや内容を企画して開催することで、市民に男女共同参画の啓発を継続して行っていく。</p>

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

施策① メディア・刊行物等への配慮

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報により人権尊重・男女平等意識の普及・啓発を行った。	
(9)	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	日々のICT端末利用時に授業者等から場面に応じた指導を行った。携帯電話会社や警察等と連携し、セーフティ教室を実施する際、情報モラルの内容を取り扱った。	
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	新入職員への新任研修及び庁内に「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を行い、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」により市刊行物への適切な言葉や表現の使用について周知を図った。
			・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り入れる。 月2回、1日・15日に発行。 令和5年度は1,612,100部発行 (令和5年4月15日号～令和6年4月1日号)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

(11)	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課	市報(年2回)及びホームページに男女平等に関する苦情・相談の窓口の情報等について掲載し、周知を図った。 専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えている。 令和5年度申出件数 0件	
(12)	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。	・人権・身の上相談、市民相談	広報秘書課	人権・身の上相談 14回10件 市民相談 毎日
			・女性総合相談	企画政策課	女性総合相談 59日、177コマ実施。 延べ相談件数 149件 保育利用件数 0件

施策③ 多文化共生のまちづくり

(13)	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。様々な視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課	非核平和映画会「太陽の子」上映 参加者79人(定員150人) 原爆写真パネル展 参加者383人(男193人、女190人) 横断幕掲出(市内4か所)7/14～8/17 原爆死没者への黙とう 平和行事参加の旅 参加者7人 平和の日記念行事 参加者99人(定員150人)	
(14)	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室	外国語科や外国語活動において、世界の多様な文化や習慣についてALTと共に理解を深めた。	
(15)	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課	①まんがワークショップ(参加者17人(外国人のみ)) ②防災語学講座(参加者11人(外国人2人)) ③日本語スピーチコンテスト(出場者5人(女性2人、男性3人)、司会1人、観覧者20人※出場者、司会は外国人) ④うどん打ち体験会(参加者37人(外国人のみ)) ⑤国際交流ミニ運動会(参加者64人(外国人10人))
			・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館	【緑分館】 「生活日本語教室」(全12回)参加者延べ1,010人 国際交流イベント「バーカッションのリズムが刻む熱情のガーナ体験」参加者27人 国際交流イベント「もっと知ろう!韓国」(3回)参加者延べ57人
(16)	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課	専門の相談員による外国人相談 0回0件	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○						前年と同様に、市報5月1日号「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を行った。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						一人一人が実際にICT端末を日常的に活用するようになったことで、多様な場面に応じた指導を行うことができた。 【前年度比】実施校数 前年度同様 小・中学校全14校	特にSNSやチャット上でのやり取りにおいて、人権侵害や男女平等の視点を注意することを指導する内容に盛り込むようにする。
/	/	/	/	/	/	/	/	/
B	○						新任研修や庁内全課に対する男女共同参画の視点からの表現に係る調査を実施することができた。	全職員に、市刊行物に適切な言葉や表現を用いていくように継続して周知を図り、手引きの活用を進めていく。
B	○						特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・写真を掲載することができた。 (前年度比)発行部数 +7,300部	掲載内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

B						○	昨年度同様、市報・ホームページに掲載し、周知に努めた。	引き続き市報やホームページ等を通して周知を継続し、公平に適切かつ迅速に処理できる体制を維持していく。
A		○	○	○		○	人権週間で特設窓口を実施 (前年度比) 人権・身の上相談 +1回△2件 なお、市民相談は毎日実施しており、業務の効率化を図るため、集計は専門相談のみとした。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B			○	○		○	前年度よりも延べ相談件数が増え、生活上のさまざまな悩みを抱える相談者の支援をより行うことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 +7件 104.9%	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者の事情に応じて情報提供を行っていく。 引き続き、市報及びホームページ等を通し、女性総合相談の周知を行っていく。

A	○					○	コロナが5類に移行し、会場等の定員を通常規模に戻して開催し、人権尊重や平和の尊さについて啓発することができた。 (前年度比) 非核平和映画会 参加者 +36人 原爆写真パネル展 参加者 △98人 平和行事参加の旅 参加者 +7人 平和の日記念行事 参加者 +21人 その他前年同様	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B	○						外国の文化や習慣の多様性について理解が進むとともに、言語を含め、外国への関心を高めることができた。 【前年度比】ALT派遣コマ数 前年度同様 小学校中学年 年18コマ 小学校高学年 年35コマ 中学校全学年 年6コマ	市教科等研究会などを通じて各校の実践について学校間の情報共有を促進し、内容の充実を図る。
A	○						コロナ禍で中止していたうどん打ち体験会を4年ぶりに実施し、同じく中止していたフットサル大会の代わりに国際交流ミニ運動会を実施した。昨年度に比べ、多くの事業を実施した。 また、初めて実施したミニ運動会では、子どもから大人まで多くの方に参加していただき、従来に比べ多くの方・多世代の方と交流することができた。	誰もが参加しやすい事業となるよう工夫していく。
B			○	○	○	○	気軽に参加可能な場を提供し、国際交流の推進と異文化へ触れる機会が作れた。 (前年度比)国際交流イベント 延べ参加者数102人→84人 82.4%	引き続き、各種イベントを開催し、公民館を活用した国際交流事業として実施する。
B			○	○		○	外国人相談としての利用は無いが、外国人に対する窓口での問合せは他の市民と同様に行えている。 (前年度比) 外国人相談 ±0回±0件	代替手段の検討を行い時代に即した形に見直しを図る。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(3) 多様性への理解の促進

施策① 性の多様性への理解促進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(17)	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領書等発行する制度を運用します。	企画政策課	令和2年10月に、性的少数者への理解を促進していくため、小金井市パートナーシップ宣誓制度を開始。令和4年11月には東京都と連携協定を締結した。 市報及び情報誌「かたらい」において、制度の周知を図った。 居住支援協議会及び商工会を通して、市内事業者への制度周知を行った。 宣誓件数 0件
(18)	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員等を対象にした研修会等を実施します	企画政策課	市職員向けには、「性の多様性への理解促進研修」を実施。平成30年度から職員課主催の「人権研修」でも性の多様性についての内容を取り入れている。 市民向けには「性の多様性への理解促進講座」を実施。 また、多摩地域複数市と連携実施した若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業において、市内の教員研修に講師を派遣し、性の多様性に関する研修を実施した。 【令和5年度参加者】 ・性の多様性への理解促進研修 20人 ・性の多様性への理解促進講座 13人 ・講師派遣事業 35人

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

(19)	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課	平成26年度の新任研修から男女共同参画の科目を設けており、令和5年度についても新入職員向けに研修を実施した。また、市町村職員研修所で開催している男女共同参画形成研修に入所2年目の職員を派遣した。 【令和5年度参加者】 ・新入職員研修 22名 ・男女共同参画形成研修 17名
			指導室	教員を対象に校内又は校外において人権に関する研修会を実施した。 子どもの権利に関する条例について、動画研修等を実施し、教員の人権感覚の向上に取り組んだ。
(20)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	指導室	各校の人権教育計画に基づき、人権教育プログラムを活用した男女平等教育が推進されるように人権教育推進委員に対して研修を実施した。
			指導室	男女平等の視点に立った、主体的に進路選択をするための望ましい勤労観・職業観の育成に資するキャリア教育の計画について、教務主任研修会において理解促進を図った。
			指導室	主体的に進路選択をするための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を進路指導主任研修会において実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A	○		○	○			市報10月15日号に事業周知の記事を掲載。令和5年度は市内事業者へのチラシ配布を行い制度の周知に努めた。 (前年度比) 宣誓件数 △2件	今後も、市報・ホームページや刊行物等を通し、多くの方の目に届くよう周知を行っていく。
B	○		○	○		○	講師派遣事業については市内小中学校長へ説明を行うなど周知に努めた。 (前年度比)参加者数 性の多様性への理解促進研修 +5人 性の多様性への理解促進講座 △8人 教員研修 +16人	職員向け研修を通し、性の多様性への理解と支援につながるよう、今後も事業を継続していく。市民向け講座については、より多くの市民に性の多様性の理解を促進していくため、講演内容を検討の上事業を進めていきたい。

B	○						新入職員へ、男女共同参画の意識向上を図ることができた。また、2年目職員(前年未受講者含む)については、市町村職員研修所へ派遣し、理解を深めた。	今後も研修を継続していくとともに、時代背景に合わせた研修内容となるように適宜検討していく。
B	○						校内における人権教育プログラムを活用した研修の実施を促進した。 人権教育推進委員会を年間3回、子どもの権利に関する条例の理解研修を1回実施した。 初任者研修において、人権教育をテーマに研修を実施した。 【前年度比】人権教育推進委員会 年3回→年3回	今後は校内における研修の充実が図られるよう取り組んでいく。
B	○						人権教育プログラムを参考にしつつ、各教科、特別の教科道徳、特別活動等において教育活動を推進した。 【前年度比】人権教育推進委員会 年3回→年3回	教育課程届出相談の際に各校の人権教育計画についてきめ細やかに指導することで、男女平等教育推進に係る各校の教育活動の充実に努めていく。
B	○						計画に基づき、固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成を発達段階に応じて実践することができた。 【前年度比】教務主任会でのテーマ設定 前年度同様	固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成における実践について、学校間の活発な情報交換を促し、互いの教育活動に生かすことを通じてキャリア教育の充実に努めていく。
B	○						研修内容を踏まえ、各校において適切な進路指導を進めることができた。 【前年度比】進路指導主任研修会での研修実施 前年度同様	進路指導において押さえるべき要点等を進路指導主任を通じて進路指導に関わる全教員が理解を深めることにより、きめ細やかな進路指導の実現に努めていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
 施策① 家庭における教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(21)	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。 ・平日コース及び土曜日コースの実施	こども家庭センター	両親学級 令和5年度実績 平日コース(年4回実施):参加人数67人(女性:35人、男性32人) 土曜日コース(年12回実施):参加人数490人(女性:245人、男性245人) ※再掲No.69
(22)	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	こども家庭センター	・エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者321人(うち父親参加者数28名)、子ども295人 ・カルガモ教室 年12回(1日間コース) 参加者 保護者133人(うち父親参加者数6名)、子ども129人 ※再掲No.69
(23)	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課	各小中学校PTAに家庭教育学級の実施を委託し開催。開催できなかった学校もあったが、12校で実施した。

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

(24)	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。	公民館	【東分館】 「60歳までの方対象年金セミナー ―基本を知り将来に備える―」3回、参加者延べ23人 【貫井北分館】 「第6回きたまち保育サポーター講座」参加者延べ41人 「美味しいスペシャルティコーヒーの淹れ方講座」参加者14人 「きたまち保育サポーター制度」参加者延べ64人
(25)	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に応じて市役所職員等が出向き説明をする「出前講座」を19回実施。
		・市職員派遣による出前講座 ・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催	公民館	【緑分館】 「フラ、エアロビ、バランスボールで育児中の自分メンテ～初心者向け体力づくり講座」(全3回)参加者延べ40人 「気持ちが軽くなる子育てのススメ」(全3回)参加者延べ49人 「手話で踊ろう! UDダンス体験会」(全3回)参加者延べ96人 「子どもと一緒に探そう! 小金井のハチドリのひとつくpart2」(全2回)参加者延べ7人

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○	○				両親学級は沐浴等の実習を行うため、感染症対策として、マスク着用で実施した。コロナ流行前の令和元年度の参加者が601人に対し、令和5年度は、557人と回復傾向にある。 (前年度比)参加人数 平日コース 70.5% 土曜日コース 450.0%	両親学級では、赤ちゃんの沐浴や着替えなどを実習する。妊婦の体調面から、長時間実習は避ける必要があるが、限られた時間内で家庭において共に子育てに関わっていただけるようにプログラムを開拓し継続して支援する。
B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)エンジェル参加者:保護者△22人、子ども△9人 カルガモ参加者:保護者+21人、子ども+17人	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり、今後も継続実施する。前年度に比べ、カルガモ教室の父親参加が増えている。引き続き、周知や父親が来やすい環境づくりを推進していく。
A						○	各小中学校PTAにおいて、開催方法の工夫を行い、多くの学校で開催することができた。 (前年度比)実施校±0校	今後も保護者、学校の協力を得ながら、事業の実施に向け取り組んでいく。

A	○	○	○	○	○		男女平等、人権意識、差別解消を育む学習の場の提供が図られた。参加者から社会の課題講座として相応の評価をいただいた。 (前年度比)延べ参加者数79人→142人 179.7%	男女共同参画は広範な分野であるため、テーマ・内容は公民館企画実行委員との協議で変わるが、継続して実施したい。
B						○	市民からの依頼で開催される講座実施数は増加しています。男女参画に関する講座依頼は0件でした。 (前年度比)開催数 +5回	広報活動、市報等でPRを行い、学習の場の提供等を引き続き行う。
B	○	○	○	○	○		男女共同参画に関する学習の場の提供が図られた。 (前年度比) 延べ講座回数18回→11回 61.1% 延べ参加者数295人→ 192人 65.1%	今後とも目的に沿った講座となるよう継続して支援していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
施策の方向(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり
施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(26)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	・DV相談カードの配布 企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示 企画政策課	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、市役所第二庁舎において「DV防止普及啓発パネル展」を開催した。DV防止普及啓発パネルの設置や国、都、市などで作成しているポスターやリーフレットの展示・配布を行った。
(27)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(28)	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	こども家庭センター	妊婦面談 令和5年度実績 918人(実数) (※うち、オンライン面談 22人) 妊婦面談率103.7%(妊娠届885人)
			こども家庭センター	【要保護児童対策地域協議会の開催】 代表者会議年1回、実務者会議年3回、 個別ケース会議年42回、 要保護児童対策地域協議会研修会1回(対面講演後、期間・視聴者限定でのオンデマンド)

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点施策】

(29)	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室	人権教育プログラムを活用し、ハラスメントの防止について児童・生徒に指導した。
(30)	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	・「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発 企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・成人式におけるDV相談等の案内配付 企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度と同様の期間、内容で開催した。 来庁者及び職員に対しDV防止の啓発を行うことができた。	今後も「DV防止普及啓発パネル展」の開催を継続し、DVの理解、DV防止の啓発を行っていく。
B		○	○	○	○	○	出産・子育て応援事業が開始されたことで、実施数が大幅に増加した。前年度から引き続き、勧奨電話や勧奨お便りを行った他、来所困難で、オンライン面談を希望する妊婦に対しても、最大限対応した。 (前年度比)面談率72.2%→103.7%	妊娠期～出産・子育て期の男女に対する切れ目ない支援の更なる充実のため、令和5年3月より妊婦面談を受けた方に対する経済的支援として出産応援ギフトの支給を開始。また伴走型相談支援として、妊婦面談を受けた方に妊娠8か月アンケートを実施。必要時相談支援をしている。引き続き、経済的支援と伴奏型支援を実施していく。
B				○		○	実務者会議は3回実施の内2回は試行的に地区を限定し保育園や学校の担当者が参加して実施。個別検討会議は必要に応じて実施し、連携を密にし早期発見や支援などに努めた。研修会は対面型とオンラインで実施し、関係機関内に理解を広めた。	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携する。 要保護児童対策地域協議会の研修の場を活用し、今年度は子どもや家庭に対する具体的なコミュニケーションについて実施。引き続き関係機関内の連携を進めていく。

B	○						人権教育プログラムを活用した指導を各校の計画に基づき小・中学校全校において実施した。 【前年度比】実施校数 前年度同様 小中学校全14校	人権教育プログラムに加え、子どもの権利に関する条例を活用した授業等を実践することで、児童・生徒への人権教育を継続的にいき、正しい理解を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 被害者支援の推進
 施策① 安全確保と自立支援の実施

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(31)	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。	企画政策課	DV等被害者の安全確保のため、警察や庁内関係各課と連携し対応した。 また、緊急的な被害者支援として、緊急一時保護宿泊費等助成制度を実施。 令和5年度 申請件数 0件
(32)	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	DV等被害者等からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 情報交換会の開催 1回(書面開催)
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(33)	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課	関係機関及び庁内関係各課と連携しDV被害者へ必要な支援や自立に向け、情報提供を行った。 情報交換会の開催 1回(書面開催) ※再掲No.32
(34)	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	保育課	児童相談所及び子ども家庭支援センターと連携し、保育所入所及び在園している要保護児童への支援を行っている。
			学務課	支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように手続を行った。また、子ども家庭支援センター、相談員、児童相談所等と情報共有等、連携を図った。
			指導室	要保護児童への支援に関して、校長会等における事例の紹介等を通じ、その対処法と理解について深めた。 子ども家庭支援センターと連携し、要保護児童の就学相談を実施した。

施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実
 施策① 相談体制の整備・強化

(35)	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課	女性総合相談を実施し、女性の抱えるさまざまな悩みを相談できる環境を整えた。 延べ相談件数149件 ※再掲No.12
(36)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(37)	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課	関係機関が開催したDVに関する研修会等に参加した。 参加者延べ 2人

施策② 連携体制の充実

(38)	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課	情報交換会や男女共同参画施策推進行政連絡会議等にて、情報の共有を図った。また、必要に応じて警察等関係機関とも情報共有を含め、連携を図った。 情報交換会の開催 1回 ※再掲No.32、33
(39)	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課	国や都からの情報を通じて、都内の配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行った。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	対応が必要なケースの際には、警察や庁内関係各課と連携し、早急に対応を行った。 緊急一時保護宿泊費等助成制度は前年同様申請がなかった。 (前年度比)申請件数 ±0件	被害者が安全で安心して生活できるよう、警察や庁内関係各課との連携を密に行っていく。
B			○	○		○	前年同様、支援申出者に対し、市民課と連携し閲覧制限等の措置を実施した。庁内情報交換会を书面開催により1回実施した。 (前年度比)情報交換会の開催 ±0回	情報交換会を開催し、庁内の関係各課と情報共有を行い、被害者支援に必要な連携を行っていく。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
B			○	○		○	庁内関係各課と連携し、DV等被害者への必要な支援や情報提供を行った。庁内情報交換会を书面開催により1回実施した。 (前年度比)情報交換会の開催 ±0回	情報交換会を開催し、庁内の関係各課と情報共有を行い、被害者支援に必要な連携を行っていく。
B		○	○	○		○	待機児童が多い中、出来る限り入所への配慮を行うとともに、在園している要保護児童についても連携しながら支援を行っている。	各課がどのような対応が可能なのか、関係各課同士で共有する必要がある。行政全体として、どう支援が出来るか専門知識を持った職員の育成が課題。
B				○		○	支援体制を整備しており、適宜対応できた。	今後も関係機関と連携して、適宜対応していく。
B	○					○	保護者の希望も踏まえ、教育相談所が関わりながら就学等に関する支援を進めた。 【前年度比】支援充実に資する活動 前年度同様	要保護児童の支援に向けて、ケース会議を各校で開催するなどし、関係機関の連携充実に図る。

A			○	○		○	前年よりも相談件数が増え、相談者の支援を行うことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 104.9%	市報やホームページ、刊行物などを通して、女性総合相談の周知を行い、悩みを抱える相談者の支援に努めていく。 民間支援組織等の情報収集に努め、相談先の周知、ハラスメント等防止の啓発を行っていく。
A				○		○	研修等への参加及び東京都等からの提供される情報を通してDVに関する知識・動向を把握することができた。	研修会等への参加及び情報収集に努め、DVに関する動向の把握及び相談能力の向上を図っていく。

B				○		○	庁内関係各課との情報交換会や連絡会議等により各課との連携を確認し、DV等被害者への必要な支援や情報提供を行うことができた。 (前年度比)情報交換会の開催 ±0回	今後も関係機関・団体等と連携を図り、適切に被害者への支援を行うことができるよう、支援体制を充実させていく。
B				○		○	情報誌、電子情報から、様々な情報を収集し、配偶者暴力相談支援センターの状況及び情報を把握することができた。	今後も継続して、配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究を続けていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメントの防止対策・支援等の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容		
(40)	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	ストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 庁内関係各課と、被害者の個人情報保護の支援、相談先や庁内の連携について周知を図った。また、お互いの業務内容についても情報交換を図った。		
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。		
(41)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	企画政策課	男女平等に関する苦情・相談窓口を設置し、男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えている。各種ハラスメントを含め、専門の女性カウンセラーに相談が出来る相談先として、女性総合相談を実施している。市報及びホームページ等を利用し、ハラスメントへの苦情処理窓口及び女性相談の窓口について周知を図った。 苦情処理窓口相談件数 0件 女性総合相談延べ相談件数 149件 ※再掲No.12、35		
				・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施	企画政策課	
			広報秘書課	・人権・身の上相談の実施	人権・身の上相談 14回10件 ※再掲No.12	
		・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照		

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

(42)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	子育て支援課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			介護福祉課	高齢者虐待の防止、早期発見、被虐待高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、ネットワークを構築している。虐待の防止から、個別支援に至る各段階で関係機関と連携し、多面的な支援を実施。また、高齢者の権利擁護に関する啓発活動を行い、虐待等の権利侵害の防止や早期発見を促進させる。その他、施設虐待に対応する。 高齢者虐待に係る延べ相談件数:891件
			自立生活支援課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			子ども家庭センター	【要保護児童対策地域協議会の開催】 代表者会議年1回、実務者会議年3回、個別ケース会議年42回、要保護児童対策地域協議会研修会1回(対面講演後、期間・視聴者限定でのオンデマンド) ※再掲No.28
		・要保護児童対策地域協議会の開催	自立生活支援課	市所管課と連携し障がい者の虐待に関する訴えの相談を受け、必要に応じ虐待疑義者に対し聞き取り調査、助言、指導を行った。
		・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	関係機関、庁内関係各課と連携し支援措置を実施することにより、被害者の個人情報の保護を行った。また、庁内において被害者の個人情報保護の徹底について周知し、検討することができた。	継続して関係機関、庁内関係各課と連携しながら支援措置を実施し、被害者の個人情報の保護を支援していく。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
A			○	○		○	前年よりも女性総合相談件数が増え、相談体制の充実を図ることができた。 (前年度比) 苦情処理窓口相談件数 ±0件 女性総合相談述べ相談件数 +7件 104.9%	市民の苦情処理に対応するため今後も相談できる体制を整えていく。 女性総合相談については、市報やホームページ、刊行物などを通して、周知を行い、悩みを抱える相談者の支援に努めていく。
A		○	○	○		○	人権週間で特設窓口を実施 (前年度比) 人権・身の上相談 +1回△2件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
/	/	/	/	/	/	/		

/	/	/	/	/	/	/		
B				○		○	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連携して支援を実施している。本人及び養護者(もしくは施設)に対する働きかけにより、虐待状況やリスクの改善を図っている。また、虐待が疑われるケースについて関係機関等より情報提供がきている。 (前年度比)高齢者虐待に係る延相談件数: +108件	継続して高齢者の権利擁護を推進し、関係機関等に連携を呼び掛ける。
/	/	/	/	/	/	/		
B				○		○	実務者会議は3回実施の内2回は試行的に地区を限定し保育園や学校の担当者が参加して実施。個別検討会議は必要に応じて実施し、連携を密にし早期発見や支援などに努めた。研修会は対面型とオンラインで開催し、関係機関内に理解を広めた。	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携する。 要保護児童対策地域協議会の研修の場を活用し、今年度は子どもや家庭に対する具体的なコミュニケーションについて実施。引き続き関係機関内の連携を進めていく。
B				○		○	3件継続対応、15件新規通報届け出があり、そのうち6件終結、12件継続対応中 (前年度比)通報件数 1.75倍増	引き続き事業を継続し、虐待の防止、早期発見、予防等に努めていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題5 生涯を通じた心と身体の健康支援

施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

施策① 母子保健事業等の推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(43)	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	・妊婦健康診査	こども家庭センター	令和5年度実績 各種健診受診者数(助産院及び都外医療機関での受診数は除く) ・妊婦健康診査 1回目:858人 ・妊婦健康診査 2～14回目:9406人
			・超音波検査、子宮頸がん検診	こども家庭センター	令和5年度実績 各種健診受診者数(助産院及び都外医療機関での受診数は除く) ・妊婦超音波検査:991人 ・妊婦子宮頸がん検診:837人
(44)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
(45)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○			母子健康手帳交付時に、各種受診票を配布。受診票は「妊娠中に使います」という緑色の封筒に入れ、他の資料に埋もれないよう配慮している。 (前年度比)受診者数 ・1回目:△106人 ・2~14回目:△173人	母子保健法に基づき今後も事業を継続し、安定した妊娠期を過ごせるよう支援する。
B			○	○			母子健康手帳交付時に、各種受診票を配布。受診票は「妊娠中に使います」という緑色の封筒に入れ、他の資料に埋もれないよう配慮している。 (前年度比)受診者数 ・超音波検査: +102人 ・子宮頸がん検診: △111人	母子保健法に基づき今後も事業を継続し、安定した妊娠期を過ごせるよう支援する。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり
 施策① 健康づくりの推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(46)	各種健(検)診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健(検)診等を実施します。	・特定健診、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から健康診査等を実施した。 令和5年度特定健診受診者数 男性:2,906人 女性:4,143人 令和5年度後期高齢者健診受診者数 男性:2,971人 女性:4,593人
		・集団健康診査	健康課	受診年で35～39歳の方、社会保険から国民健康保険加入に切替えた40歳以上の方、生活保護等保険未加入の方、障害をお持ちの16～39歳の方を対象に健康審査を実施した。 受診実績203人	
		・各種がん検診(子宮がん検診、乳がん検診等)	健康課	女性の健康保持及び増進を図るため、子宮がん検診及び乳がん検診を実施した。 令和5年度実績 子宮頸がん検診受診者数 2,250人 乳がん検診受診者数 1,740人	
		・骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 令和5年度受診実績 受診者数 48人	
(47)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。 ○令和5年度実績(健康相談) 相談実施回数 6回 相談延人数 20人 ○令和5年度実績(健康講演会) 実施回数 医科8回 歯科3回 参加者延べ人数 133人	
(48)	健康手帳の交付	各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と医療の確保に役立てることを目的として、40歳以上の市民で希望する方に健康手帳を交付した。	
(49)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課	地域救急医療対策の一環として、病医院の休診日にあたる休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保している。 令和5年度実績:休日数73日 実績(準夜含む。) 医科:医療機関数292か所 総患者数7,962人 歯科:医療機関数73か所 総患者数234人	
(50)	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的に各種事業を実施した。 令和5年度実績 栄養個別相談:実施回数9回 相談延数:乳幼児12件、成人11件 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数47人	
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	・メンタルチェックシステムの活用	健康課	市民向けに気軽にストレス度やメンタルチェックシステムを提供し、自身や家族のメンタルヘルスに関心をもってもらう。 令和5年度 「こころの体温計」本人モード7,259件 「こころの体温計」家族モード1,858件 赤ちゃんママチェック558件 ストレス対処タイプテスト2,104件 アルコールチェック1,468件
			・ゲートキーパー養成研修	健康課	職員及び市民、関係者向けゲートキーパー養成研修 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を行った。 令和6年2月21日、3月1日実施分 参加者:職員12名 市民16名 関係者11名
			・相談先の周知	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○				関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。また、ポスター及びチラシを市内公共施設等で配布・掲示を行った。(前年度比) 特定健診受診者数 男性95.1% 女性:94.8% 後期高齢者健診受診者数 男性:104.2% 女性:100.8%	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き健診事業を実施し、生活習慣病を予防することにより、年代に応じた健康づくりを推進する。
B		○	○				昨年同様、有職者でも受診しやすいように土曜日を実施した。前年比としては受診者数が増加した。(前年179人、前年比113.4%)	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				罹患率の高い年齢層の市民に勧奨通知(両がん検診併せ送付対象者約18,000人)を、さらにその中の未受診者に再勧奨通知(両がん検診併せ対象者約15,000人)を送付したほか、特定健診の案内にがん検診の通知を同封し、受診勧奨を図った。前年比としては受診者数が少ないものの、例年と同程度の受診者数を維持できた。 【受診者数前年度対比】 子宮頸がん検診 △28人 98.8% 乳がん検診 +1人 100.1%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				市報・ホームページで制度の周知を図った。また、有職者でも受診しやすいように土曜日に実施した。 【前年度対比】(前年53人) 90.6%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				【前年度対比】 健康相談: 6回26人→6回20人 健康講演会: 年間を通して、小児から成人、老年期など各ライフステージや性別を考慮したテーマ選定を行った。 10回→11回 延参加人数 107人→133人	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な診療科目の医師の相談を継続することで、健康づくりを支えて行く。健康講演会は各年代や性差に応じて、その都度広く市民の興味関心が高い内容で実施していく。
B			○				ホームページから書式をダウンロードし、必要なページを自宅等でプリントアウトできるようにしている。	気軽に利用してもらえるよう、ホームページからのダウンロードによる利用を周知していく。
B		○	○				市報・ホームページ等で制度の周知を行った。 医療機関と連携し、休日・準夜における診療体制を確保し、地域医療体制を維持することができた。 (前年度比) 医科: 総患者数126% 歯科: 総患者数93%	今後も継続的に実施し、安心感を得て充実した生活を送ることができる環境づくりを図る。
B			○				個別相談は、個々に応じた相談を行った。乳幼児はコロナが5類になる前の4月は5人だったが、5月以降相談場所が増えたため、相談のない月もあった。集団指導は、講義とデモンストレーションで6回すべて実施した。なお、試食は6月以降に再開した。 個別相談: 実施回数12回→9回(集客できない日が4回あったため。) 相談延数: 乳幼児5人→12人 成人13人→11件 集団指導: 実施回数6回→6回、参加延人数39人→47人	市民の食育を推進するためにも、個別対応と集団の2つを行っていく。
B				○	○		利用件数は、前年12,613件に対し、13,247件と前年を上回っている。	自身や家族のメンタルヘルスに関心持ち、異変に気が付いてもらえるよう、広く周知していきたい。
B	○			○			前年度41名、今年度39名の参加者で、概ね前年度同数の参加者数となった。	感染予防に配慮した開催方法やゲートキーパーの養成の方法を検討する。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(52)	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。	・糖尿病予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に糖尿病予防教室を実施した。 また、高齢期における健康的な生活習慣を周知、指導するため、集団方式による「いきいき健康教室」を開催し、市民の健康保持及び生活習慣病の予防を図った。 令和5年度実績(延人数) 糖尿病予防教室 : 2回 参加数 19人 糖尿病予防教室【復習会】(栄養) : 1回 参加数 9人 糖尿病予防教室【復習会】(運動) : 1回 参加数 11人 いきいき健康教室 : 2回 参加数 24人
		・骨粗しょう症予防教室	健康課	仕事や育児で忙しい20歳～45歳の女性を対象とし、自分の体のことを見直し、ケアする指導を実施。保育付きで参加しやすいよう開催している。講義と運動を2日間で行う。参加人数:12人	
		・メタボリックシンドローム予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に、メタボリックシンドローム予防教室として「親子健康教室」「体組成測定でボディメイク教室」を開催した。 「親子健康教室」は、メインターゲットを健康に関する意識の低い30・40代の男性とし、対象者が教室に参加しやすくするために、「親子健康教室」という名称で、父親と子供(小学生)と一緒に運動をしながら健康について学べる教室とし、正しい生活習慣の普及や健康意識の改善を図った。 「体組成測定でボディメイク教室」では、メタボリックシンドローム予防に加えて、女性の健康といった視点での講義もおこない、さらに保育を実施したため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。 参加延人数 親子健康教室 1回 8人 ボディメイク教室 2回 7人	
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力をを行います。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
(54)	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室	学習指導要領に則り、小学校体育科の保健領域および中学校保健体育科の保健分野において飲酒・喫煙・薬物の問題、性に関する学習を実施した。 各校において薬物乱用防止教室を実施した。	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○				糖尿病予防教室(2回)参加人数 前年比:100% 糖尿病予防教室【復習会】(栄養・運動) 参加人数 前年比:118% いきいき健康教室(2回)参加数 前年比:133% 理由:前年は新型コロナウイルス感染症対策により規模を縮小し開催したが、令和5年度は緩和したため。	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な内容で健康づくりを支えていく。
B			○				概ね前年度と同様の参加者数となった。	市民の健康増進のため、今後も継続する。
B			○				親子教室: 幅広い年代の参加があった。 父親と子供(小学生)と一緒に運動をしながら健康について学べる機会になった。 参加人数前年比89% ボディメイク教室: 昨年同様に保育を実施したことで子連れの方の参加もあった。 参加人数前年比43%	市民の健康増進のため、今後も継続する。
/								
B	○			○	○		発達段階に応じて、学習指導要領に則った指導を計画的に実施した。 【前年度比】 授業の実施 前年度同様 薬物乱用防止教室の実施 前年度同様	東京都教育委員会が作成した教材や資料等を積極的に活用することで指導の充実を図る。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 各家庭の状況等に応じた支援

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(55)	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	こども家庭センター	・育児支援ヘルパー事業 利用者数76人(うち産前 6件、うち多胎児家庭 12件) ・養育支援訪問事業(ヘルパー) 利用者数6人(専門相談) 利用者数1人 ・育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 16人(内リモート参加 6人) ・養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 17人
(56)	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 1世帯実施

施策の方向(2) 自立した生活への支援

施策① 各種相談支援の実施

(57)	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課	福祉総合相談窓口において、生活困窮者に対する相談及び支援計画の策定等を行った。 新規相談受付件数 407人 支援計画策定件数 87人(事業(61)福祉総合相談窓口全体の件数として計上)
(58)	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラー相談を実施した。 必要に応じて他の相談機関や制度等について情報提供を行った。 延べ相談件数 149件 相談者数 49人 保育利用件数 0件 ※再掲No.12、35、41
(59)	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	子育て支援課	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 12件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 456件
(60)	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課	人権の上相談 14回10件 法律相談 101回542件 税務相談 24回143件 相続等暮らしの書類作成相談 11回48件 建築登記表示登記相談 10回43件 行政相談 12回8件 交通事故相談 12回19件 年金・労務・成年後見制度相談 11回22件 外国人相談 0回0件 市民相談 毎日
(61)	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	地域福祉課	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行った。 新規相談受付人数 407人

※2 効果があつたと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○	○			産前及び産後4か月(多胎児は3年)以内またはその後において、支援が必要な家庭に、育児支援ヘルパーや養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
B		○	○				家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパー派遣を行った。 (前年度比)△1世帯	ひとり親家庭の生活を支えるうえで必要な事業であり、今後も継続して実施する。

B			○	○			新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行したことで、相談件数は減少した。 (前年度比)新規相談受付件数 △82人 支援計画策定件数 △96人	引き続き、「福祉総合相談窓口」を幅広く周知するとともに、生活困窮者等に対する支援体制の強化を図る。
A			○	○	○	○	前年よりも相談件数が増え、相談者の支援を行うことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 104.9% 保育利用件数 ±0件	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者に応じて情報提供を行っていく。 市報及びホームページ等で、女性総合相談の周知を行っていく。
B			○	○			経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。 就労支援については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を経由することなくハローワークを利用する人が増えている。就労支援の迅速化と相談者の負担軽減を図るため(本事業の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込書提出が必要となる)、就労関係の相談があった場合に、ハローワーク等につないでいる。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなぐこととは別に、ニーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。就労支援セミナーや離婚相談時に情報提供をプログラム策定件数は増加した。 (前年度比) プログラム策定員による相談+1件 母子父子自立支援員相談件数+15件	母子及び父子並びに寡婦福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律で設置について規定されており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。
A			○	○		○	コロナが5類に移行し、概ね相談件数が増加した。様々な相談事業を介し、男女平等意識や人権意識がはぐくまれたと考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 +1回△2件 法律相談 +5回+10件 税務相談 +1回+25件 相続等暮らしの書類作成相談 △1回+7件 建築・登記・表示登記相談 △1回+3件 行政相談 +1回△4件 交通事故相談 ±0回△3件 年金・労務・成年後見制度相談 ±0回+15件 外国人相談 ±0回±0件 なお、市民相談は毎日実施しており、業務の効率化を図るため、集計は専門相談のみとした。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
A			○				令和5年度は包括化推進員を1名(地区担当)を増員し体制の充実を図った。	引き続き、「福祉総合相談窓口」を幅広く周知し、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行う。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題1 家庭における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 育児支援体制の整備

施策① 地域での子育て支援体制の充実

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(62)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課	待機児童が解消に向かう中、認可保育施設の定員適正化に取り組んだ。	
(63)	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで(障がいのある児童は4年生まで)の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課	定員1,120人、入所児童数1,525人(令和5年4月1日) 平成27年度から引き続き午後7時まで延長保育。学校休業中は午前8時から保育。	
(64)	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導	こども家庭センター	新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病予防等の育児上必要な事項や日常生活等について、訪問指導員や市保健師が家庭訪問し、適切な指導や助言を行った。 令和5年度実績 訪問家庭数:769件(里帰り先での訪問は含むが、訪問したが不在・拒否した家庭は含めない。なお多胎児家庭は1件とみなす。)
			・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	こども家庭センター	・育児支援ヘルパー事業 利用者数76人(うち産前 6件、うち多胎児家庭 12件) ・養育支援訪問事業(ヘルパー) 利用者数6人(専門相談) 利用者数1人 ・育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 16人(内リモート参加 6人) ・養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 17人 ※再掲No.55
(65)	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」	こども家庭センター	子ども家庭支援センター ゆりかご ひろば利用数: 保護者 8,196人 (うち父親利用人数 1,162人) 乳幼児 9,396人 合計 17,592人
			・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	児童青少年課	児童館子育てひろば 757回 18,140人 学童ひろば 576回 4,611人
(66)	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に、市立小学校の校庭・教室等で放課後子ども教室を行った。1,566回実施 学習アドバイザー348人 放課後子どもサポーター8,415人 参加者121,994人	
(67)	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実をめざす。	・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	こども家庭センター	感染予防のため行っていた予約制を4月より取りやめ、コロナ禍以前の状態に戻した。 利用者乳児912名、幼児355名
			・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他	こども家庭センター	子ども家庭支援センター総合相談件数 実数 835件 延数 6,013件
			・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課	各園において、日々在園時の保護者からの相談を受けているだけでなく、地域の親子向けの事業の中でも子育て相談を行った。また、地域支援事業として園庭開放及び育児講座を行った。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A		○					令和6年4月1日時点の待機児童数は前年同様0人となった。	待機児童数は減少したが、引き続き企業の育休制度の充実の要望などの政策対応を求めていくこと等検討していく。
B	○	○					(自己評価)前年度と同様 (前年度比)107% 入所児童数+100人 (効果視点)保護者が働き続けられる環境を提供することで、女性の社会参加を支援した。	今後も女性の「働きたい」を支え、働き続けられる環境の提供を継続して実施していく。
B				○			訪問家庭数前年比 85.0% 出生通知票が未提出の家庭を含めて全数訪問は行い、不在の場合は訪問した旨の通知を郵便受けに投函している。 コロナ禍の感染対策が解除され、里帰りでの出産が増えたことから実施数が減少したと考えられる。	今後も事業を継続し、地域で安心して子育てができるよう支援する。
B		○	○	○			産前および産後4か月(多胎児は3年)以内またはその後において、支援が必要な家庭に、育児支援ヘルパーや養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
B	○		○		○		親子あそびひろばや各種講座、子育て相談等を実施することで、子どもと家庭が安心して健康に生活できる環境づくりにつながった。新型コロナウイルス感染症対策のための人数制限を徐々に緩和しており、利用者は前年度より大幅に増加し、コロナ禍以前の状況に戻つつある。 (前年度比)利用者 保護者+1,502人(内父利用:+292人)、乳幼児+1,957人	今後も内容の見直し・充実を図りながら、事業を継続して実施する。
B	○						(自己評価)実施場所は前年度と同様 (前年度比)99.3%(児童館回数) 児童館 +10回 人数100.6% 学童 △28回 人数105.1% (効果視点)父親や祖父母の参加を含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実に一定の効果があった。	今後も親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を継続して実施していく。
A		○			○		新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校施設の利用中止の影響を受けた前年度と比較し、開催日数、参加者ともに増となった。 (前年度比) 日数 +238回 参加者 +11,477人	放課後子ども教室関係者、学校、学童保育所の連携を深め、事業の更なる充実に向け取り組んでいく。
B				○			予約制を取りやめたことで、より利用しやすい事業としたこともあり、コロナ禍以前の状況に戻つつある。 (前年度比)来所者数 720人→1,267人	子育てをする市民の健康維持・管理のため、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B	○	○	○	○		○	相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)実数105%、延件数110%	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施する。 個々の相談内容に応じ、適切な機関へつなげられるよう丁寧に実施していく
A		○					各園での相談件数は27件。 園庭開放は市立保育園全園で週2日程度実施した。 育児講座は2園で実施するほか、全園で児童館へ栄養士・看護師の派遣を行い、講座を行った。	相談内容によっては関係機関との連携が必要となる場合もあるため、今後もよりスムーズな支援が行えるよう体制を整えていく必要がある。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(68)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	こども家庭センター	※【調査票1 別紙】にて回答
(69)	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性/パートナーが参加しやすい環境を整えます。	・両親学級	こども家庭センター 両親学級 令和5年度実績 平日コース(年4回実施):参加人数67人(女性:35人、男性32人) 土曜日コース(年12回実施):参加人数490人(女性:245人、男性245人) ※再掲No.21
			・エンジェル教室・カルガモ教室	こども家庭センター ・エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者321人(うち父親参加者数28名)、子ども295人 ・カルガモ教室 年12回(1日間コース) 参加者 保護者133人(うち父親参加者数6名)、子ども129人 ※再掲No.22
(70)	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	・子ども家庭支援センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進	こども家庭センター ・お父さんと遊ぼう 年11回 保護者126人 子ども144人 ・お父さんと遊ぼうスペシャル 年3回 保護者24人 子ども24人 ・父親講座 年1回 保護者8人 子ども5人 ・ひろばの父親利用人数 年1,162人
			・児童館の子育てひろば	児童青少年課 子育てひろば父親参画促進事業 72回 977人(内、成人男性 186人)
(71)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:4回 参加者数:27人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:23回 参加者数:114人 また、男性のための介護者サポーター養成講座を実施した。養成者数:4人

施策② 男性の地域活動への参画促進

(72)	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館	【貴井北分館】 「パパカアップ!アウトドア男子会in高尾山ーピクニック&ハイキング編ー」参加者2人 「パパと一緒に組み立てようーミニ四駆で自動車の仕組みを学ぼうー」参加者20人 【緑分館】 「市民がつくる自主講座」説明会を5回開催した。
(73)	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症が5類となったため、5月から6月に6回実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○	○				両親学級は沐浴等の実習を行うため、感染症対策として、マスク着用で実施した。コロナ流行前の令和元年度の参加者が601人に対し、令和5年度は、557人と回復傾向にある。 (前年度比)参加人数 平日コース 70.5% 土曜日コース 450.0%	両親学級では、赤ちゃんの沐浴や着替えなどを実習する。妊婦の体調面から、長時間実習は避ける必要があるが、限られた時間内で家庭において共に子育てに関わっていただけるようにプログラムを開拓し継続して支援する。
B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)エンジェル参加者:保護者△22人、子ども△9人 カルガモ参加者:保護者+21人、子ども+17人	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり、今後も継続実施する。前年度に比べ、カルガモ教室の父親参加が増えている。引き続き、周知や父親が来やすい環境づくりを推進していく。
B	○	○	○		○		父親同士、自然と会話が生まれ交流につながる人気イベントとなっている。ひろばの父親利用人数が前年度より増加している。 (前年度比) お父さんと遊ぼう:父親54%子ども50% お父さんと遊ぼうスペシャル:父親96%子ども113% 父親講座:父親87%子ども100% 年間父親利用134%	イベントの利用は減少しているがひろばの年間利用が増加しており、一定の利用定着がみられる。社会的に必要な事業と認識しており、市民ニーズとともに内容を適宜見直し、今後も継続実施する。
B	○	○	○		○		子どもと過ごせる居場所となる事業を実施することで、父親の育児参加と交流を図ることができた。 (前年度比)△40回 参加71.2%(内、成人男性56.3%)	土曜日等に開催し、父親同士の交流を図ることで、地域の子育て仲間作りの場となり、父親のみでも子どもと過ごせる居場所となる事業を展開することで、男性の育児参加を促進していく。
B	○	○	○	○	○	○	男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:±0 参加者数:-5人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:±0 参加者数:+45人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

B	○	○	○				日ごろ講座参加の少ない子育て世代男性の集いの場、学びの場となった。 (前年度比)説明会の開催数5回→5回 100%	今後も継続して充実した事業を実施する。
B			○				新型コロナウイルス感染症が5類となったため、今年度は6回実施することができた。 (前年度比)+2回	参加者増のため開催方法や時期について検討し実施する。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(3) 介護等への支援体制の整備

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(74)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課	高齢者の包括的な相談業務を実施した。 新規相談者数:2,944人
		・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
		・介護保険サービス利用Q&Aの発行	介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(75)	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、様々な相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課	障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各種障害福祉サービスの支給により障がい者への生活支援を行った。
(76)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:4回 参加者数:27人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:23回 参加者数:114人 また、男性のための介護者サポーター養成講座を新規で実施した。 養成者数:4人 ※再掲No.71

主要課題2 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり

施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(77)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、「こがねいパレット」等、様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課	市報・ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載し、啓発を行った。 男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム及び「こがねいパレット」等の機会を利用し普及啓発資料を配布した。
(78)	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課	パンフレット掲出等(約2,000部)による情報提供や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント(総参加男性113名、女性98名)、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなどを実施した。

施策の方向(2) 働く場における男女平等の推進

施策① 雇用の場における男女共同参画

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
		・メンタルチェックシステムの活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(80)	関連法令等の周知徹底	・市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
		・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(81)	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課	総合評価方式の加点項目として、「育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等で、就業規則等に規定されているものの有無」を設けている(令和5年度 総合評価実施件数 4件)。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○	○		○	介護保険サービス利用に関する相談を含む、高齢者の生活に関する相談業務を市内地域包括支援センターに委託し、実施した。 (前年度比)新規相談者数 △308人	引き続き高齢者と介護者の相談支援を行っていく。
B				○		○	支給決定人数(令和5年度末時点) 成人:927人(男:557人 女 370人) 児童:601人(男:441人 女 160人) (前年度比) 成人:91人増(男:60人 女 31人) 児童:95人増(男:75人 女 20人)	引き続き事業を継続し、必要とされている方に対し適切にサービス提供できるよう努める。
B	○	○	○	○	○	○	男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:±0 参加者数:△5人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:±0 参加者数:+45人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○				○	前年同様、市報・ホームページでの情報発信を行った。	市報及びホームページ掲載だけでなくワーク・ライフ・バランスの推進について、周知する機会を増やしていく。
A		○	○				窓口来庁者への情報提供により、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。新型コロナウイルス感染症の影響が無くなりつつある中、イベント参加者数が増加した。 (前年度比)就職イベント総参加者 男性27人増 女性47人増	引き続き情報提供を行う。各種就職イベントへの参加者は、例年と比較すると、男女ともに増加傾向であった。継続して実施する。

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○				加点項目を設けることにより、企業に対する社会環境改善に向けての意識付けに貢献できた。 (前年度比)実施件数 ±0件	引き続き、加点項目を設けることにより、男女共同参画の取組みを奨励していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

施策の方向(1) 女性の就労に関する支援

施策① 女性の就業支援・起業支援

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(82)	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課	東京しごとセンター多摩と共催で行っていた事業が共催から後援に変更となったことから、令和5年度よりマザーズハローワーク立川と共催で再就職支援講座(講演会と個別相談会)を開催した。講演参加者 16人、個別相談会 4人
(83)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(84)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(85)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課	創業者に対し、相談対応や各種セミナー、補助金制度等の情報提供を実施した。令和6年3月31日現在入居者数82名(男63名、女性19名)
(86)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

(87)	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課	女性農業者に対し、東京都農業経営者クラブが主催するセミナーの案内を周知した。また、小金井市農業経営者クラブが主催する簿記講習会への参加者を募集した。
(88)	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課	認定・認証農業者の個別相談会での説明や農家支部別座談会で案内チラシを配布し締結を促した。
(89)	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課	青年部は、Chat・AIセミナー等の講習会を3回開催、また小中学生を対象とした職業体験(ちびっこフェスタ)を開催した。女性部では、お香創り等の講習会を3回、視察研修会は1回実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○		○	○	会場及び実施主体が変更となった結果、前年より定員減で実施した。 (前年度比) 講演参加者 △20人、個別相談会 △1人	引き続き、東京しごとセンター多摩の事業を後援するとともに、マザーズハローワーク立川と協力し、就職を希望する女性に向けた講座を企画・実施していく。
B		○	○				相談対応やセミナー、情報提供により創業支援を行った。 前年度比:入居者数+11名(男性+8名、女性+3名)	引き続き同様の支援を実施していく。

B			○				農業経営者クラブが主催する農業簿記講習会に女性農業者が4人参加した。 (前年度比)参加者+1人	東京都等が主催する研修だけではなく、JAと協力しながら独自の視察等を実施し、女性農業者の積極的参加を図る。
B			○				認定・認証農業者の申請、更新時及び支部別座談会において家族経営協定の制度説明を行い、締結を促した。 (現在4経営体が締結)。	引き続き農家支部別座談会等を通じて、家族経営協定を締結するよう促す必要がある。
A			○				実施回数は昨年度と同様であるが、実施内容が、生成AIの活用など、現在の事例に特化したものとなっている。また、オリジナルのにおい袋を作成することにより、心を落ち着かせ、穏やかに事業を行う環境づくりが可能となった。 青年部及び女性部の活動を通じて地域振興に寄与することができた。	引き続き、補助金による支援を行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進
施策の方向(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進
施策① 地域活動団体等の活動促進

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(90)	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。		コミュニティ文化課	NPO法人連絡会との共催で協働講演会「ゆるやかな連携」(参加者約90人)を実施した。
(91)	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。	・スポーツ教室の実施	生涯学習課	高度の資質を有する指導者からの指導により、少年少女にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する夢を育み、心身ともに健やかな成長を促した。 「少年少女野球教室」:実施回数1回、参加者数66人 「ジュニアサッカーフェスティバル」:実施回数1回 参加者数168人
			・科学の祭典の開催	生涯学習課	令和5年度も感染予防を考慮して入場者数やブース数を限定しての開催であったが、科学実験等を開催できた。生徒作品展へ137点出展、来場者4,000人
(92)	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。		介護福祉課	小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興をはかった。 会員数 1,042人(男性330人、女性712人)
				子育て支援課	子育て・子育て支援ネットワーク協議会(参加団体数119団体)に補助金支出
				児童青少年課	青少年健全育成地区委員会への補助金交付、環境浄化活動を支援。子供会育成連合会への補助金交付、青少年育成指導への補助。連合会委員37人(男15人、女22人)
				生涯学習課	市内で活動し、市の事業にも協力している小金井市スカウト協議会に対し、経費の一部を補助した。

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

(93)	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。		企画政策課	男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等の参加する市民に、参加費用の一部を補助しているが、令和5年度は申請がなかった。 参加者 0人
(94)	児童館ボランティアの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組めます。		児童青少年課	児童館事業でのボランティアリーダーとしての中・高校生世代の育成。(令和5年度 184人)(内、女性110人)
(95)	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課	小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実施した。 令和5年度は対面講座(8回)において延べ362人の参加、オンデマンド講座(7テーマ)において213人の受講登録となった。
			・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課	スポーツ推進委員(25人)の内訳は、男性12人、女性13人であり、半数以上が女性で構成されている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも、対策を講じながらニュースポーツ出前教室等の地域のスポーツ活動に参加した。
(96)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。		コミュニティ文化課	令和5年度は、令和5年7月1日に改訂版のリストを発行した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B						○	市民協働推進という観点から行った事業であり、NPO法人と連携して準備を進めたことで、協働意識が高まった。	市民協働という観点から引き続きNPO法人と連携して講演を行う。
A	○						子どもたちに男女の隔たりなく、プロの指導によりスポーツに親しむ機会を提供できた。 (前年度比)210人→234人(+24人)	関係機関等と連携・協力しながら引き続き取り組んでいく。
A						○	感染予防を考慮しての対面開催ができ、子どもたちにこの数年間実施できなかったボランティアにも参加してもらい、科学だけでなく色々な人と関わる経験をしてもらうことができた。 (前年度比)+3,595人	あらゆる状況下でもできる祭典の方法を検討し、科学の楽しさを知ってもらえるように関係機関等と連携・協力しながら事業実施に向け取り組んでいく。
B						○	補助金交付により、社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動、友愛活動、その他社会活動を悠友クラブ等が実施するなかで、男女ともに活動できた。	引き続き、各種活動を通じ、高齢者が孤立することなく、社会と関わるができるよう支援していく。
B		○	○	○		○	子育て・子育て支援ネットワーク協議会への支援を通じて、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、子育て・子育てに関する相互援助と情報発信を促進した。 (前年度比)+11団体	子育て・子育て支援ネットワーク協議会の加入団体数は順調に伸びており、今後も継続実施する。
B						○	新型コロナウイルス感染症対策の助言などを適宜行い、地域活動団体等の活動促進により参画いただく環境づくりに一定の効果があった。 (前年度比)連合会委員女性比95.6%	今後も青少年健全育成団体の支援を通じ、継続して男女がともに社会参加していく環境作りを促進していく。
B						○	市内のボーイスカウト、ガールスカウトの各団が連携して奉仕活動や指導者等の育成を行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティアとして活動している団体であり、今後も引き続き補助していく。

B	○					○	○	市報、ホームページ、「かたらい」に掲載し、こがねいパレットでも参加者を募集したが、申請者がいなかった。 (前年度比)参加者 ±0人	より多くの市民に参加してもらうように、引続き市報や市ホームページで周知を図るとともに「情報誌「かたらい」等にて周知を行っていく。	
A							○	新型コロナウイルス感染拡大前と同様に受入れを再開した。 (前年度比)参加者154.6% (内、女性+77人)	性別に関係なく、地域での社会奉仕活動を楽しみながら行えるよう、今後も継続して児童館事業を通して中高校生を育成していく。	
B							○	学芸大、国分寺市、小平市と連携し、開催方法の検討を行い実施し、地域・社会における教育・学習の場を提供することができた。 (前年度比) オンデマンド参加人数213人(△37人) 対面式講座参加人数362人(+121人) 総計参加人数は増加している。	令和5年度はオンデマンド開催と対面開催の2種類を行った。対面開催ではグループワークで交流ができると好評であり、オンデマンド開催は育児等の合間にフレキシブルな受講ができると好評であったため、この2種の開催を今後も実施していく。	
A							○	○	スポーツ推進委員定例会・協議会の開催回数(全9回)その他、団体が実施する研修への参加回数(9回) (前年度比) 開催回数 ±0回(9回→9回) 参加回数 ±0回(9回→9回)	仕事と両立している委員が多く、特に平日日中の活動への参加が課題である。
B							○		市民活動団体リストにより、多くの市民や団体が結ばれ、市民活動がさらに活性化し、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるようになった。	市民活動を活性化させるために定期的に団体リストの情報を更新していく。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策① 男女の市政参画の促進【重点施策】

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(97)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請した。 男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。 女性の登用比率 36.7%(R6.4.1現在)
(98)	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、様々な意見を得られるよう男女の偏りが無いよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課	防災・防犯分野における審議会において、計画及び条例案等について審議を行った。 防災会議:30人(男性:22人、女性8人) 女性比率26.7% 安全・安心まちづくり協議会:18人(男性12人、女性6人) 女性比率33.3%
(99)	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課	女性キャリア支援研修については、平成29年度から女性キャリア支援研修Ⅰ(内部講師の研修)に加え、女性キャリア支援研修Ⅱ(外部講師の研修)を実施している。また、令和3年度より、「男性管理監督職のための女性キャリア支援研修」を実施している。 【令和5年度参加者】 ・女性キャリア研修Ⅰ 8名 ・女性キャリア研修Ⅱ 5名 ・男性管理監督職のための女性キャリア支援研修 24名
			指導室	学校訪問、校長面接等の機会を通じて管理職候補者選考の受験勧奨を実施した。 学校マネジメント講座を実施し、教員自身のキャリアアップの意識向上を促進した。

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開

施策① 市民や地域団体との協働

(100)	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課	男女共同参画関係団体が主催する事業への後援、広報協力等の支援を行っている。また、女性談話室の活用により、市民団体の活動を支援した。 後援事業 0事業
(101)	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	企画政策課	市民編集委員3人(年度途中1人減)と協力し、テーマや紙面内容の検討、取材及び編集執筆等を行い、「かたらい」58号と59号を発行した。市内で活躍されている方々を男女共同参画の視点から取材し、「かたらい」へ掲載した。 市民編集委員 3人
			企画政策課	市民実行委員7人による企画・運営で、第37回「こがねいパレット」を開催した。開催に合わせ、「こがねいパレット」に賛同する14団体の紹介を行った。 市民実行委員数 7人 賛同団体 15団体
			コミュニティ文化課	4団体から協働事業についての提案が行われ、プレゼンテーション審査等により、2つの事業が採択、決定した。
			職員課	コミュニティ文化課と連携し、NPO派遣研修を実施し、市内NPO法人に職員を派遣した。 【令和5年度実績】 派遣先 7団体 派遣職員数 23名

施策② 参画を促す環境づくり

(102)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りが無いよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課	例年4月頃に実施する「市民参加条例対象附属機関等に係る調査」において、女性委員の登用について各課へ周知を行っている。令和5年7月開催の第66回市民参加推進会議で令和5年4月1日現在の附属機関等の委員の構成状況を報告した。
(103)	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課	他自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。
(104)	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課	男女共同参画に関する資料を収集し、女性談話室に配架した。 市民や市民団体が利用できるオープンスペースとして女性談話室を活用できるよう整えた。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A					○	○	前年度の登用率36.5%と比較すると、0.2ポイント上昇しているが、依然として学識経験者枠等の分野によっては、専門家が少なく、男女比率に偏りが生じている場合もあり、目標値の50%には達していない。 (前年度比)女性の登用率 +0.2ポイント	行政委員会及び審議会等における女性委員の割合調査の結果を庁内に周知し、女性委員を増やすため、全庁的に積極的な女性の登用を要請していく。
A					○	○	審議会において、男女問わず様々な意見を得られるよう審議会運営を行ったため。 女性委員比率(前年度比):防災会議129%、安全・安心まちづくり協議会120%	引き続き各審議会委員における女性比率の向上を図る。
B	○				○		男性管理監督職のための女性キャリア支援研修の実施により、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進した。 (前年度比) ・女性キャリア支援研修Ⅰ・Ⅱ参加者 72.2%(18名→13名) ・男性管理監督職のための女性キャリア支援研修参加者 85.7%(28名→24名)	今後も男女共同参画の視点に立って女性職員のキャリアアップを支援していく。
B	○				○		学校を訪問し、校長及び副校長と直接対面して人材育成に係る個別的情報交換を行い、受験勸奨を推進した。 【前年度比】 指導室長の学校訪問回数 年2回 前年度同様	キャリアプランの立案とそれに基づく面談等を通じて、女性が見通しをもったキャリアアップを実現できるよう、支援の充実を図る。

B					○	○	後援申請件数は前年と比べ減となった。 (前年度比) 後援事業 △1件	男女共同参画を総合的に推進していくため、今後も継続して、男女共同参画関係団体等の活動を積極的に支援し連携していく。
B	○	○			○	○	3人(年度途中1人減)の市民編集委員の協力のもと前年同様に年2回の情報誌「かたらい」を発行することができた。 (前年度比)市民編集委員 △1人	市民編集委員とともに、市内で活躍する方や団体との協力を得て、取材や記事を作成し、男女共同参画施策の推進のため、男女共同参画に沿った情報誌として発行していく。
B	○	○			○	○	7人の実行委員とともに、企画案や講師や当日の開催について検討し、「こがねいバレット」を開催することができた。アンケート結果も、「良かった」と回答した方が、約9割と、満足度が高い水準を維持することが出来た。 (前年度比) 実行委員 +2人 賛同団体 ±0団体	男女共同参画を推進していくため、今後も継続して、市民や市民活動団体等と連携していく。
A						○	プレゼンテーション審査等を開催し、公共的課題を、市民と市が互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報など)を結集し、協働して事業を行うことができた。 採択事業 ・多文化共生に向けて・外国ルーツの子どもの教育支援 ・小金井魅力発見!市歌『光さす野辺』みんなで作ろうミュージックビデオ!	公共的課題を協働事業により解決していくための仕組みを検討し、効果的な事業運営を継続していく。
B	○					○	令和2年度及び3年度、当該研修を中止したため、令和5年度については、入所3、4年目程度の職員を派遣し、市民協働意識向上等を図るとともに、人的ネットワークを拡大することができた。 (参考)令和4年度実績 9団体 25名	今後も職員の市民協働意識向上等のため継続して実施していく。

B					○		委員構成は、女性37%(前年度35%)となり、前年度と比べ微増があったものの、依然として偏りがないように配慮が必要である。	市民参加条例第9条第4項の配慮規定の浸透に向け、周知徹底を図る。
B						○	近隣自治体のセンターの情報を収集した。	今後も情報の収集に努め、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討していく。
B	○	○					男女共同参画に関する定期刊行物の購入・配架は例年どおり継続して行うことができた。 市民や市民団体等が利用できるよう整えることができた。	男女共同参画に関する情報を提供できるよう資料を整えるとともに、市報や市ホームページ等により女性談話室の利用を促進できるよう周知を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 推進体制の充実・強化

施策の方向(1) 庁内の男女平等の推進

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(105)	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。
			指導室	全教員にICT端末を配布し、働き方改革につながる職場環境の整備を推進した。働き方改革検討委員会において、ICTのさらなる活用について意見交換を行った。
(106)	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。女性管理職者割合は20.0%(女性13名(部長0名、課長13名)/合計65名。令和6年4月1日現在)だった。

施策の方向(2) 計画の推進体制の強化

施策① 計画推進体制の整備

(107)	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を書面にて開催した。 構成:各部庶務担当課長職及び男女共同参画施策関連課長職(28人) 行政連絡会議の開催 1回
(108)	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課	男女共同参画行動計画の推進、男女共同参画施策の検討などを行った。 審議会の開催 4回
(109)	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	企画政策課	第6次男女共同参画行動計画に係る令和4年度の推進状況調査報告書を作成し、庁内イントラネット、ホームページや図書館等で公表した。 男女平等推進審議会からの質問等を各課にフィードバックし、審議会からの提言書を庁内へ周知しホームページへ掲載した。
(110)	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	企画政策課	国や都、他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集した。 また、近隣自治体と連携し若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業を実施した。 令和4年11月には東京都とパートナーシップ宣誓制度に係る連携協定を締結した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○					育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図るため、法改正等に 伴い職員次世代育成支援プラン・ハンドブックの改定版(令和5年4月 及び各種休業制度に関するチラシの改訂(令和6年2月)を作成し、 庁内職員向けに電子データ等で周知を図った。 (前年度比) 育児休業取得率: 女性100%(前年度100%) 男性75.8%(前年度73.3%)	事業内容の充実を図りながら、事業を引き続き継続していく。
B	○				○		ICT端末活用により、教材作成等が効率化され、働き方改革の推進 につながることを教員が実感した。 【前年度比】 ICT端末の効果的活用 前年度同様	端末の活用は進んだが、効率的な働き方に資するICTの効果 的な活用については今後も研究を進める必要がある。
B	○				○		人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った結果、前年並み となった。 (前年度比) 女性管理職者数:+1名	今後も男女共同参画の視点に立って配慮していく。

B					○		第6次男女共同参画行動計画の推進のため、各種事業の推進して い くうえで男女共同参画や男女平等意識への理解促進を図ることが できた。 (前年度比)行政連絡会議 前年同様	庁内の連携による男女共同参画施策を総合的かつ計画的に 推進していくために、今後も継続して実施していく。
B	○	○			○	○	計画を実効性のあるものとしていくために、報告について審議会と しての意見に基づき提言が提出された。 (前年度比) 審議会 ±0回	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するた め、男女共同参画行動計画の年次報告等を評価いただくこと もに、推進状況調査報告等に関し検討を進める。
B					○		第6次男女共同参画行動計画推進状況報告や審議会の提言書を公 表及び庁内へ周知し、男女共同参画施策について理解促進を図 ることができた。	第6次男女共同参画行動計画に基づき、計画の進捗を管理し ていくとともに、男女平等推進審議会から推進状況について 提言をいただき、各事業へ反映させるよう努めていく。
B	○	○			○	○	国や都、他自治体の動向や調査結果を把握することができた。 また、近隣自治体と連携することで、若年層向けの居場所事業、 教員派遣事業を実施することができた。	今後も国や都、他自治体の情報を収集し、動向を把握してい く。 引き続き他自治体と協働可能な事業については連携を図って いく。

5 配布・配架等一覧表

事業No.	事業名	事業内容	課名(担当課)	実施した内容(資料名、配布部数等)
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	人権啓発用リーフレット(1,400部)を作成し、配布・配架した。
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	子どもの権利救済機関「子どもオンブズパーソン」の周知啓発の機会にリーフレットを配布
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	冊子「二十歳のみなさんへ」を発行し、二十歳を祝う会にて配布した。 冊子中、2ページに、人権の尊重、女性総合相談、DV・デートDV、男女共同参画推進事業の紹介、ワーク・ライフ・バランス、多様性への理解、男女平等都市宣言掲載 発行部数：729部
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	男女平等に関する図書の購入(①女性情報、We learn、女性展望)や収集(②共同参画、③とうきょうの労働、その他資料)、収集した資料の配架を行った。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	市民編集員3人(年度途中1人減)とともに、「かたらい」58号及び59号を発行した。 58号:『アンコンシャス・バイアス』～無意識の思い込み～ 59号:そもそも「男女共同参画」ってなんだろう? 発行部数:計4,200部(前年度比93.8%)
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権啓発物品の配布	広報秘書課	人権・平和各種イベント時にリーフレット、ボールペン、ティッシュ、メモ帳、付箋紙等を配布した。
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載し周知を図った。
(26)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布	企画政策課	DV被害の相談先を記載した「DV相談カード」の配布・配架を行った。 市報・市ホームページにて、DV被害の相談先の周知及びDV防止の啓発を行った。
(27)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	医療機関等にDV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。
(30)	デートDV防止対策の充実	「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発	企画政策課	「知っておきたいデートDV」を市ホームページに掲載するなど周知を図った。 また、デートDVの内容も含めた冊子「知っていますか?身近なDV」を配布している。
(30)	デートDV防止対策の充実	成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課	二十歳を祝う会で配布している「二十歳のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を掲載し周知を図った。 発行部数：729部 ※再掲No.2

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・担当課窓口	市施設 (図書館、公民館、集会施設等)	市内大学等	市内金融機関・商業施設等	その他	
担当課			○				○	
担当課		○	○				各種連絡会 出張講座 小学校など	
担当課、経済課、選挙管理委員会							○	二十歳を祝う会にて配布
①出版社 ②国 ③都			○				○	女性談話室(婦人会館)に配架
担当課、かたらい編集委員	○	○	○	○	○	○		
担当課			○				○	
担当課		○	○					
担当課	○	○	○	○			○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課							○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課	○	○	○					
担当課、経済課、選挙管理委員会							○	成人式にて配布

事業No.	事業名	事業内容	課名(担当課)	実施した内容(資料名、配布部数等)
(36)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	刊行物「二十歳のみなさんへ」を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。また、市報・市ホームページ等でも相談機関の情報提供を行った。
(41)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	市ホームページ等において、セクシュアルハラスメント防止について啓発を行い、各種ハラスメントの関係法令や相談先の周知を図った。
(42)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	こども家庭センター	【児童虐待防止月間活動 令和5年11.1～11.30】 ・保健センター入口(風除室)に以下①②③④設置、関係機関へポスター等(⑤)配付 ①子ども家庭支援センターリーフレット 100部 ②ティッシュ 100部 ③東京都虐待防止チラシ・グッズ 100部 ④東京都発行「体罰などによらない子育てハンドブック」100部 ⑤厚労省虐待防止啓発ポスター ・市保有自転車にオレンジリボン反射板(⑥)の設置 ・市内巡回バス内に東京都虐待防止月間ポスター(⑦)掲示 【街頭キャンペーン 令和5年11.24】 ・武蔵小金井駅前でチラシ、ティッシュ100部ずつ配布 【その他】 ・市内小中学校、学童保育所、児童館に子ども家庭支援センター周知ティッシュ(②)と蛍光ペン(⑧)の設置
(42)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	自立生活支援課	市ホームページにおいて、障がい者の虐待防止について啓発を行い、相談先の周知を図った。
(44)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	こども家庭センター	母子健康手帳の交付時に渡す資料内に「お仕事をしている妊婦さんへ」というリーフレットを同封し、配布した。
(45)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課	①リーフレット「私たちに身近な男女共同参画」を、市役所での配架及び市ホームページに掲載し周知を図った。 ②「かたらい」59号にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの記事を掲載した。
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	相談先の周知	健康課	自殺予防啓発カードやリーフレットを保健センターに設置。庁舎内トイレにも相談先リーフレット設置。武蔵小金井駅前にて街頭キャンペーン実施し、啓発グッズ配布。
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	東京都エイズ予防月間(11/16～12/15)のポスター1枚、リーフレット30枚を保健センターにて掲示、設置。また、普及啓発媒体(リーフレット入りポケットティッシュ20個)・パンフレット50部等を設置。
(68)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	こども家庭センター	両親学級参加者に渡す資料内に同封して配布した。

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・ 担当課窓 口	市施設 (図書館、 公民館、集 会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関・商 業 施設等	その他	
担当課、経済課、 保険年金課、選挙 管理委員会	○	○					○	刊行物は成人式にて配布
担当課	○	○	○					
①～③⑧担当課 ④⑥⑦東京都 ⑤厚労省	○	○	○	○			○	市の啓発物は、学校・学童保育所・児童館に配布 その他市内巡回バス
担当課	○	○						
子ども家庭セン ター			○					こども家庭センター・市民課・夜間窓口(管財課) で配布
①多摩3市男女共 同参画推進共同 研究会 ②担当課	○	○	○	○	○	○		
健康課	○	○				○		
東京都			○					
子ども家庭セン ター			○					こども家庭センター

事業No.	事業名	事業内容	課名(担当課)	実施した内容(資料名、配布部数等)
(74)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	市民向けに市のサービスを中心に高齢者福祉サービス(介護保険サービス除く)をまとめた冊子を作成し、配布した。(3,600部配布)
(74)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護保険サービス利用Q&Aの発行	介護福祉課	市民向けに、介護保険サービス利用の適正な利用を促すためのQ&Aをまとめた冊子を作成し、介護保険サービスのガイドブックとともに配布した。
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報への情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」(②)を小金井市でも200部発行し、市内の施設にて配布した。
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和5年度「こがねい仕事ネット」閲覧数39,595件(パソコン版33,179件、携帯版6,416件)※携帯版はR5.12まで。R6.1よりパソコン版(スマートフォンのみ)に統合
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	メンタルチェックシステムの活用	経済課	メンタルヘルスに関するパンフレット(約40部)を窓口カウンターに設置した。就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にメンタルチェックシステムへのリンクを掲載し、ストレス度等の自己診断ツールを周知した。
(80)	関連法令等の周知徹底	市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知	企画政策課	市ホームページで以下の情報提供を行った。 ・男女平等都市宣言の周知 ・男女雇用機会均等月間の周知 ・男女共同参画週間の周知
(80)	関連法令等の周知徹底	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて東京都HP等へのリンクを行うことで、関係法令等も容易に検索可能とした。令和5年度「こがねい仕事ネット」閲覧数39,595件(パソコン版33,179件、携帯版6,416件)※携帯版はR5.12まで。R6.1よりパソコン版(スマートフォンのみ)に統合
(80)	関連法令等の周知徹底	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報への情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」(②)を小金井市でも200部発行し、市内の施設にて配布した。 ※再掲No.79
(83)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	窓口での東京都職業能力開発センターや仕事センター多摩による講習の案内パンフレット等の掲出や「こがねい仕事ネット」等で周知をした。
(84)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載した。令和4年度「こがねい仕事ネット」閲覧数39,595件(パソコン版33,179件、携帯版6,416件)※携帯版はR5.12まで。R6.1よりパソコン版(スマートフォンのみ)に統合 ※再掲No.80
(86)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	窓口で、国や都で作成しているチラシやパンフレットを掲出するほか、「こがねい仕事ネット」に事業者向けの就労支援等に関する情報を掲載した。またポケット労働法でも事業者向けの関係法令の情報を周知している。

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・担当課窓口	市施設 (図書館、公民館、集会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関・商業 施設等	その他	
担当課		○	○	○			○	地域包括支援センター
担当課		○	○				○	地域包括支援センター
①都、国等 ②都編集、市印刷	○	○	○	○			○	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター
市運営、事業者・市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
都			○					こがねい仕事ネットでの情報掲載
担当課		○						
市運営、事業者・市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
①都、国等 ②都編集、市印刷	○	○	○	○			○	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
市							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載

III 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合(令和6年4月1日現在)

(1) 行政委員会(地方自治法第180条の5)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%)		根 拠 法
			※()は前回調査値		
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3%	(33.3%)	地方税法第423条
人事委員会(公平委員会)	3	0	0.0%	(0.0%)	地方公務員法第7条
教育委員会	4	1	25.0%	(25.0%)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
選挙管理委員会	4	2	50.0%	(50.0%)	地方自治法第181条
監査委員	3	1	33.3%	(33.3%)	地方自治法第195条
農業委員会	14	3	21.4%	(14.3%)	農業委員会等に関する法律
(1) 合計	31	8	25.8%	(22.6%)	委員会数
					女性を含む 委員会数
					割合
					6
					5
					83.3%

(2) 附属機関(地方自治法第202条の3)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%)		根 拠 法
			※()は前回調査値		
長期計画審議会	15	5	33.3%	(33.3%)	小金井市長期計画審議会条例
指定管理者選定委員会	5	1	20.0%	(20.0%)	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
市民参加推進会議	12	6	50.0%	(50.0%)	市民参加条例
男女平等推進審議会	10	7	70.0%	(70.0%)	男女平等基本条例
男女平等苦情処理委員	2	1	50.0%	(50.0%)	男女平等基本条例
行財政改革審議会	10	1	10.0%	(10.0%)	小金井市行財政改革審議会条例
情報公開・個人情報保護審査会	4	2	50.0%	(40.0%)	情報公開・個人情報保護審査会条例
情報公開・個人情報保護審議会	12	1	8.3%	(9.1%)	情報公開・個人情報保護審議会条例
行政不服審査会	3	1	33.3%	(33.3%)	行政不服審査法/行政不服審査法の施行に関する条例
防災会議	30	8	26.7%	(24.1%)	防災会議条例
消防団運営審議会	11	1	9.1%	(10.0%)	消防団運営審議会条例
国民保護協議会	24	2	8.3%	(8.3%)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例
安全・安心まちづくり協議会	15	3	20.0%	(33.3%)	安全・安心まちづくり条例
空家等対策協議会	14	1	7.1%	(30.8%)	空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等対策協議会条例
公務災害補償等審査会	3	2	66.7%	(33.3%)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
はけの森美術館運営協議会	6	2	33.3%	(33.3%)	はけの森美術館条例
はけの森美術館収集評価委員会	5	1	20.0%	(0.0%)	はけの森美術館条例
芸術文化振興計画推進委員会	9	3	33.3%	(33.3%)	芸術文化振興条例
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7%	(16.7%)	小口事業資金融資あっせん条例
消費生活審議会	8	2	25.0%	(25.0%)	消費生活条例
国民健康保険運営協議会	15	3	20.0%	(25.0%)	国民健康保険条例
地下水保全会議	5	0	0.0%	(0.0%)	地下水及び湧水を保全する条例
環境審議会	10	3	30.0%	(30.0%)	環境基本条例
緑地保全対策審議会	10	4	40.0%	(30.0%)	緑地保全及び緑化推進条例
小金井市立公園等指定管理者評価委員会	9	4	44.4%	-	小金井市立公園条例
廃棄物減量等推進審議会	14	8	57.1%	(57.1%)	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
公共下水道事業審議会	7	3	42.9%	(42.9%)	小金井市公共下水道事業審議会条例
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0%	(50.0%)	福祉サービス苦情調整委員設置条例
地域福祉推進委員会	12	5	41.7%	(41.7%)	地域福祉推進委員会条例
民生委員推せん会	6	4	66.7%	(71.4%)	民生委員法
障害支援区分判定審査会	22	8	36.4%	(36.4%)	障害支援区分判定審査会条例
児童発達支援センター運営協議会	12	6	50.0%	(50.0%)	児童発達支援センター条例
介護認定審査会	39	15	38.5%	(39.5%)	介護保険法、介護福祉条例
介護保険運営協議会	18	7	38.9%	(44.4%)	介護保険法、介護福祉条例
食育推進会議	16	9	56.3%	(56.3%)	食育基本法、食育推進基本条例
市民健康づくり審議会	14	3	21.4%	(26.7%)	市民健康づくり審議会条例
子ども・子育て会議	15	10	66.7%	(53.3%)	子ども・子育て会議条例
子どもオンブズパーソン	2	1	50.0%	(50.0%)	子どもオンブズパーソン設置条例
青少年問題協議会	24	8	33.3%	(32.0%)	青少年問題協議会条例
児童館運営審議会	9	3	33.3%	(50.0%)	児童館条例

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法		
都市計画審議会	19	4	21.1% (21.1%)	都市計画法、小金井市都市計画審議会条例		
まちづくり委員会	10	1	10.0% (10.0%)	まちづくり条例		
交通安全推進協議会	20	5	25.0% (20.0%)	交通安全推進協議会設置条例		
小金井市地域公共交通活性化協議会	29	5	17.2%	- 小金井市地域公共交通活性化協議会条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業審議会	10	0	0.0% (0.0%)	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	3	0	0.0% (0.0%)	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例		
奨学資金運営委員会	8	5	62.5% (62.5%)	奨学資金支給条例		
いじめ問題対策委員会	5	3	60.0% (60.0%)	いじめ防止対策推進条例		
市史編さん委員会	7	1	14.3% (14.3%)	市史編さん委員会条例		
文化財保護審議会	6	1	16.7% (16.7%)	文化財保護条例		
スポーツ推進審議会	10	5	50.0% (25.0%)	スポーツ推進審議会条例		
社会教育委員の会議	10	4	40.0% (40.0%)	社会教育委員の設置に関する条例		
小金井市学校部活動の地域連携に関する検討委員会	16	3	18.8%	- 小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例		
図書館協議会	9	5	55.6% (60.0%)	図書館協議会条例		
公民館運営審議会	10	4	40.0% (33.3%)	小金井市公民館条例		
公民館企画実行委員	30	14	46.7% (46.7%)	公民館条例		
(2) 合計	667	216	32.4% (33.5%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				56	53	94.6%

(3) その他の諮問機関(要綱などによる委員会等)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法		
子供の安全確保に係る協議会	4	2	50.0%	- 小金井市子供の安全確保に係る協議会設置要綱		
小金井市民交流センター運営協議会	9	3	33.3% (33.3%)	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱		
市民協働推進委員会	6	2	33.3% (33.3%)	市民協働推進委員会設置要綱		
飼い主のいない猫対策推進協議会	5	2	40.0% (20.0%)	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱		
地域自立支援協議会	22	10	45.5% (45.5%)	地域自立支援協議会設置要綱		
精神保健福祉連絡協議会	13	6	46.2%	46.2 精神保健福祉連絡協議会設置要綱		
医療的ケア児支援連携推進協議会	14	8	57.1% (58.3%)	小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱		
認知症施策事業推進委員会	9	5	55.6% (55.6%)	認知症施策事業推進委員会設置要綱		
生活支援事業協議体	7	6	85.7% (85.7%)	生活支援事業協議体設置要綱		
在宅医療・介護連携推進会議	17	5	29.4% (29.4%)	在宅医療・介護連携推進会議実施要綱		
予防接種健康被害調査委員会	6	2	33.3% (33.3%)	予防接種健康被害調査委員会設置要綱		
こども家庭センター運営協議会	10	8	80.0% (100.0%)	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱		
小金井市学校運営協議会 一小	12	6	50.0% (66.7%)	学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 二小	12	6	50.0%	- 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 三小	12	4	33.3% (25.0%)	学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 四小	12	8	66.7% (50.0%)	学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 東小	13	6	46.2%	41.7 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 前原小	11	5	45.5% 61.5	学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 本町小	13	8	61.5%	- 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 緑小	11	6	54.5%	46.2 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 南小	12	4	33.3%	45.5 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 一中	11	4	36.4% (58.3%)	学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 二中	13	7	53.8%	- 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 東中	12	6	50.0%	- 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 緑中	10	2	20.0%	- 学校運営協議会に関する規則		
小金井市学校運営協議会 南中	12	6	50.0% (46.2%)	学校運営協議会に関する規則		
玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	4	0	0.0% (0.0%)	玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会設置要綱		
放課後子どもプラン運営委員会	19	9	47.4% (47.4%)	放課後子どもプラン運営委員会設置要綱		
(3) 合計	311	146	46.9% (44.9%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				28	27	96.4%

(1)+(2)+(3)=総合計	1,009	370	36.7% (36.5%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				90	85	94.4%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（令和5年度）

庁内全課（対象42課）に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

令和5年度に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は41課で、全体の97.6%でした。

作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

Q1

令和5年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか？

ある	41課（97.6%）
ない	1課（2.4%）

■男女いずれかに偏った表現

Q2

男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象を与えないようにしていますか？

A 十分できている	40課（97.6%）
B おおよそできている	1課（2.4%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■性別によるイメージを固定化した表現

Q3

男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	40課（97.6%）
B おおよそできている	1課（2.4%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4

男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	40課（97.6%）
B おおよそできている	1課（2.4%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■男女で異なった表現

Q5

男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか？

A 十分できている	40課（97.6%）
B おおよそできている	1課（2.4%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■人目を引くための手段として使う表現

Q6

伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	40課（97.6%）
B おおよそできている	1課（2.4%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

部名	課名	Q 1 情報発信の有無		Q 2	Q 3	Q 4	Q 5	Q 6
		ある	ない					
企画財政部	企画政策課	○		A	A	A	A	A
	財政課	○		A	A	A	A	A
	広報秘書課	○		A	A	A	A	A
	情報システム課	○		A	A	A	A	A
総務部	総務課	○		A	A	A	A	A
	職員課	○		A	A	A	A	A
	管財課	○		A	A	A	A	A
	地域安全課	○		A	A	A	A	A
市民部	市民課	○		A	A	A	A	A
	コミュニティ文化課	○		A	A	A	A	A
	経済課	○		A	A	A	A	A
	保険年金課	○		A	A	A	A	A
	市民税課	○		A	A	A	A	A
	資産税課	○		A	A	A	A	A
	納税課	○		A	A	A	A	A
環境部	環境政策課	○		A	A	A	A	A
	ごみ対策課	○		A	A	A	A	A
	下水道課	○		A	A	A	A	A
福祉保健部	地域福祉課	○		A	A	A	A	A
	自立生活支援課	○		A	A	A	A	A
	介護福祉課	○		A	A	A	A	A
	健康課	○		B	B	B	B	B
子ども家庭部	子育て支援課	○		A	A	A	A	A
	こども家庭センター	○		A	A	A	A	A
	保育課	○		A	A	A	A	A
	児童青少年課	○		A	A	A	A	A
都市整備部	都市計画課	○		A	A	A	A	A
	まちづくり推進課	○		A	A	A	A	A
	道路管理課	○		A	A	A	A	A
	建築営繕課		○	-	-	-	-	-
	交通対策課	○		A	A	A	A	A
	区画整理課	○		A	A	A	A	A
学校教育部	庶務課	○		A	A	A	A	A
	学務課	○		A	A	A	A	A
	指導室	○		A	A	A	A	A
生涯学習部	生涯学習課	○		A	A	A	A	A
	図書館	○		A	A	A	A	A
	公民館	○		A	A	A	A	A
議会事務局		○	A	A	A	A	A	
監査委員事務局		○	A	A	A	A	A	
選挙管理委員会事務局		○	A	A	A	A	A	
会計課		○	A	A	A	A	A	

発行 小金井市
企画財政部企画政策課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224
E-mail s010303@koganei-shi.jp

